

令和5年12月7日（木曜）

議 事 日 程 第5号

令和5年12月7日（木曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○田中敦朗議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○田中敦朗議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、松川善範議員の発言を許します。松川善範議員。

〔14番 松川善範議員 登壇 拍手〕

○松川善範議員 皆様、おはようございます。熊本自由民主党市議団の松川善範でございます。

今回は、新人として当選後初めての一般質問となりますが、歴史ある熊本市議会で今般登壇の機会を与えていただき、先輩議員、同僚議員の皆様に心から感謝を申し上げます。そして、本日、お忙しい中傍聴にお越しいただいた多くの皆様、インターネットで御視聴の皆様、本当にありがとうございます。

今回の市議選への挑戦におきましては、多くの皆様の温かい御支援をいただき、そして、地域の思いを背負ってこの場に立たせていただいております。市民の皆様の負託に応えられるよう、覚悟を持って精いっぱい議会活動に取り組んでいきたいと思っております。

初めての質問でもあり、時間配分も全く分かりませんので、通告に従い、早速質問に入らせていただきます。市長並びに執行部の皆様におかれましては、ぜひ前向きな答弁を期待いたします。

まず初めに、熊本市における地域間格差について質問してまいります。

令和5年度末で政令指定都市に移行して11年が経過となります。政令指定都市移行直前であった平成23年度の市政だよりでは、「新たなステージへ 政令指定都市誕生！」の表題を掲げ、政令指定都市になると何がどう変わるのかをQ A方式で分かりやすく市民に周知されていました。

その中の1つには、「中心部だけで発展し、周辺地域が取り残されませんか」という問いがありました。その問いに対し、市政だよりでは、「政令指定都市になると、市としての認知度が上がり、企業から見た魅力も高まり、産業が集まることが期待されます。しかし、都市機能が中心部に集中することのないよう、地域のバランスと将来的な発展を見据えたまちづくりの基本計画を策定し、計画的にまちづくりを進め、均衡ある発展を図っていきます」と答えていました。

また、今日まで熊本市議会の一般質問のほか、委員会質疑においても、多くの先輩議員が過疎という言葉を使って、周辺地域の窮状や不安を訴えられてきております。ちなみに、会議録検索で「過疎」を検索しますと、政令指定都市に移行した平成24年4月以降だけでも67件がヒットしました。

そこで、まず初めに市長にお尋ねします。

今申し上げた平成23年12月の市政だよりの都市機能が中心部に集中することのないよう均衡ある発展を図っていくことに対し、地域では何年も放置され、その間中心部だけが発展し、周辺地域は何もしてもらえないと感じておられる住民の皆様の声がある現状をどう認識しておられるのか。地域のバランスと将来を見据えた均衡ある発展とはそもそも何なのか、そして、今後どのような展望を描いておられるのか、市長に答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員お尋ねの「均衡ある発展」とは、今後人口減少、少子高齢化が加速していく中においても、地域特性を生かしながら市民生活の質や利便性を向上させ、市域全体の発展を目指すものであり、そのために必要な都市の姿として多核連携都市を掲げ、本市総合計画にも位置づけております。これは、地域の核となります15の地域拠点に日常生活に必要な機能を確保し、拠点へのアクセス向上を図ることで、将来にわたり周辺地域にお住いの皆様にとっても生活の利便性を確保するものでありまして、その実現に向け、様々な取組を進めているところでございます。

このような中で、道路の渋滞や人口減少による地域コミュニティの希薄化、買物や公共交通など日常生活に必要なサービスの不足など、地域ごとに課題が存在し、地域にお住いの皆様が将来への不安をお持ちであることは、私も十分に認識しております。そのため、各地域において住民の皆様の御意見を丁寧に伺いながら、課題解決に向けた取組を実施しておりまして、例えば植木地域では、商業施設や交通結節点を結ぶAIデマンドタクシーの導入検討や、新市基本計画に基づきます道路整備の推進、国道3号植木バイパス及び中九州横断道路熊本環状連絡線の整備促進、商店街と連携したパーク＆ライド事業など、関係機関と連携をしながら進めております。

今後も引き続き地域拠点の拠点性の維持、拡充はもとより、地域の課題に応じた取組を進めるとともに、市民生活と経済活動を支える道路ネットワークの形成や公共交通の利便性向上を図り、市域全体の発展につなげてまいりたいと考えております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 市長、御答弁ありがとうございました。

そこで、今の市長の御答弁を踏まえまして、均衡ある発展とはどういう姿なのかを幾つかの視点でお尋ねしてまいります。

まず、生活道路の更新についてであります。

本市における道路整備計画は、第7次総合計画直下の第2次都市交通マスタープランが20年後を見据え、道路整備プログラムでは市内域の幹線道路、生活道路における

10年間の整備計画が示されています。その中で、インフラ老朽化対策としては、舗装維持管理計画に基づき、道路種別に応じた効率的かつ合理的な維持管理を行うことにより、今後増大が予想される更新費用の平準化と維持管理コストの低減に努めることとなっています。

しかしながら、6つある道路の個別施設計画の中において、この舗装維持管理計画だけが令和5年の改正がされておらず、周辺地域では幅員6メートル未満の市道として放置され更新されないまま、ひび割れ、いわゆる亀の甲状の道路のままの市道が多数見受けられます。

さらには、生活道路基本計画では、生活道路においては、日常的な巡回による状況把握は一部の交通量の多い路線以外では行われておらず、地域住民からの苦情、要望を基に維持管理を実施している。苦情、要望の種類としては、ポットホールに関するものが多いとの概要に対して、生活道路における補修工法の選定方針が示されております。

その内容は、1つ目が、過去に類似の条件における破損があり、補修を実施している場合は同様の補修工法で対応と、2つ目、繰り返し劣化が発生している場合には構造的破損の可能性が高いことから、詳細調査を実施し、構造的な補修を実施云々と記載されています。

例えば、北区土木センターでは、地域からの要望が令和4年度で道路1,002件に対し処理率954件の95%、植木地域整備室では373件に対し処理率342件の92%であります。しかし、これまで地域の声を聞く中で、要望しないと補修のテーブルにさえ上がらないことすら知らない地域もあると受け止めています。

そこでお尋ねします。

1つ目に、この要望にすら上がっていない地域の実情に対して、どのように受け止め、それをどのように把握していかれるのか。

2つ目に、令和元年度に実施された市全体の生活道路の路面調査の結果を基に、学校周辺箇所など優先順位を踏まえて計画的に補修を実施しているとの令和4年第1回予算決算委員会答弁後、現計画で2,600キロメートル以上あるとされる6メートル未満の路線の維持管理の状況はどうなっているのか。併せて、市長の答弁を踏まえまして、まだまだ補修がなされていない多くの生活道路が見受けられる中、地域の生活道路の維持をどうされていくお考えかお尋ねします。

続けて、交通弱者、買物弱者について質問いたします。

今般、植木地域において効率的な配車や運行をする新しい乗合タクシーの導入が検討されています。東西に約9キロ、南北に約13キロの非常に起伏のある地域での導入であり、交通弱者や買物弱者といわれる路線バスが通らない地域、あるいは車の運転ができない方々にとっては待ち望まれていた大変うれしい施策だと考えています。先行して実証実験された西南運行エリアでも、利用実績も順調に運行されていると聞き及んでもおります。ただ、地域の土地の特性として、非常に起伏の激しい地域が多く

あり、先ほどの質問でも述べたとおり、道路の状況もよくありません。

熊本市では、2012年4月2日に運行を開始したコミュニティバス、当時区バスとも呼ばれていたゆうゆうバスですが、利用客の低迷などの諸事情により、運行開始から約3年ほどでほとんどの路線が運行中止となりました。現在運行している路線は北区の1系統、植木循環ルートのみであります。この循環ルートでは、沿線の地域住民の皆さんが廃止とならないように利用を呼びかけ合うことで利用率が維持され、今日に至っています。そうした地域の思いもあって、今回の新しい乗合タクシーを導入して走らせてみたはいいが、すぐに撤退となりはしないか心配もされるところであります。そこでお尋ねします。

1つ目は、移動円滑推進課からの説明では、自宅からできるだけ近い場所のイメージで乗降所を設置したい旨の説明がなされていますが、西南運行エリアの乗降所町内152か所は、植木エリアでは何か所を想定されるのでしょうか。

2つ目は、植木地域の周辺部では、隣接する自治体が生活圏域となっている地域もありますが、目的地停留所として他自治体のショッピングセンターや病院を設定してほしいとの要望も想定されるわけですが、そういう設定ができないのでしょうか。

3つ目は、利用料金について、車を運転されない、路線バスが通らない地域の御高齢者は、お出かけＩＣカード利用の恩恵が受けられないとの声を多く聞きます。利用料金の設定に当たっては、お出かけＩＣカード利用者との均衡を図った視点が必要ではないかと考えますが、利用料金設定の考えはどうされるのか。

先ほどの生活道路の更新についての2点と併せて、都市建設局長にお尋ねします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの大きく2点の御質問に順次お答えいたします。

まず、生活道路に係る数点の御質問にまとめてお答えいたします。

本市の生活道路については、これまで主に道路パトロールや市民の皆様からの情報を基に補修等を実施してきましたが、平成29年度に実施しました路面の劣化度調査で、総延長の約4割弱の道路で補修が必要との調査結果を受け、令和元年度に2次調査を行い、劣化状況に応じた補修計画を策定し、計画的に補修を行っております。

補修が必要と判断いたしました約300キロメートルのうち、まずは小学校周辺等を中心に補修等を行っており、現在約40キロメートルが完了したところです。また、平成26年度から毎年実施しております通学路点検においても、約500件の対策必要箇所を抽出し、昨年度までに全箇所対策が完了しております。

一方で、生活道路は約2,600キロメートルと管理延長が長いことから、不具合箇所の早期発見と早期補修のためには、この計画的な補修と併せ、引き続き職員による道路パトロールや市民の皆様のご協力は不可欠でございます。このようなことから、より一層地域の声の把握に努める必要があり、議員御指摘の要望とすると補修検討の対象になることを知らない地域もあるということにつきましては、改めて自治会等に周知を図りますとともに、速やかな対応につながるLINE通報システムについても再

度周知を図ってまいります。

生活道路は、市民生活に直結する重要な道路と認識しており、今後も様々な手法により補修箇所の早期発見に努め、市民の皆様が安心して利用できるよう、生活道路の保全に努めてまいります。

次に、A I デマンドタクシーについての御質問でございますが、まず、停留所について、西南部地区の実証実験と同様に、植木地区においても地域ニーズを丁寧に把握しながら、それに最大限対応できる数の停留所を設定したいと考えております。

次に、隣接自治体への目的地停留所の設置についてということでございますが、目的地停留所も同様に地域のニーズに応じて設定しておりまして、周辺自治体への目的地停留所設定の要望には、A I デマンドタクシーが円滑に運行できる距離や区域等を考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、利用料金の設定等についてでございますけれども、A I デマンドタクシーは、公共交通空白地域の解消や持続可能な公共交通に向けた移動手段の確保という観点から本格導入を目指しており、これまでの実証実験において、高齢者の皆様の買物や通院での利用が多い状況を踏まえ、スポンサー収入等も確保しながら、合理的な料金設定を検討してまいりたいと考えております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

生活道路については、市民生活に直結する重要な道路と認識されているとのことであります。集落と集落を結ぶ道路や集落と幹線道路を結ぶ道路など、生活には欠かせない道路が亀の甲状のようなひび割れた状況になっていけば、悪天候時には水がたまり、車両通行の安全性に影響を与える可能性すらあります。早急に把握の上、安心して利用できる道路保全の対応をお願いしておきます。

A I デマンドタクシーは、地域で待ち望まれた施策であり、歓迎の声がある一方で、現在運行されているゆうゆうバスの利用者の皆さんからは、今はお出かけICカードが使えるが、これが使えなくなれば負担が増えると心配される声があるのも事実です。利便性と負担に配慮いただいた上で、不利益や不公平感が出ないよう、誰からもよかった、便利になったと喜ばれる利用となるよう、制度設計に当たっていただきますようお願いしておきます。

ここまで、熊本市における地域間格差についてお尋ねしてまいりました。過去にも過疎という言葉を使って、周辺地域の窮状や不安を訴えられてきたことにも触れましたが、市長におかれましては、今後も周辺地域の市民の皆様の声もしっかりと受け止めていただき、バランスの取れた市域全体の発展につながる市政運営をお願いしておきます。

次の質問に移ります。

農業振興施策についてであります。

熊本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づく、熊本市しごと・ひと・まち創生

総合戦略のリーディングプロジェクトの1つに、農水産業の振興によるくまもと創生プロジェクトを位置づけ、農水産業の生産から流通、販売、消費、交流までの各段階における取組を有機的につなげて好循環を形成することで、将来にわたり農水産業及び関連する幅広い産業においてしごとを生み出し、地域活力の維持、向上につなげていくことを目指すとしています。

具体的には、1つ目には、スマート農業の推進、安定生産、高品質化などの推進、担い手の育成、確保を掲げ、2つ目には、良質な農水産物の加工品のブランド化、高付加価値化を図ることや国内外への新たな販路開拓に取り組むことに加えて、農漁業者と連携したトッププロモーションなどにより、大消費地における販路拡大を推進することとしています。そして、3つ目には、地域資源を活用し、まちと村の交流の充実を図り、地域活性化の推進と地域資源の保全につなげることに加えて、植木地域農産物の駅や城南地域物産館を核として、周辺の農業者や観光農園などと連携し、イベントの開催、地域の魅力発信に取り組み、地域振興を推進するとあります。

しごとに関わる本市の強みや特性である全国屈指の産出額を誇る農水産物に着目したプロジェクトは、非常に前向きなことばかり書かれているように感じますが、実は第1期の検証で、既に販売農家1戸当たりの出荷額は実績値が目標値を上回っていて、その分析では、夢と活力ある農業推進事業などの各種農水産業施策を推進したことにより、販売農家1戸当たりの出荷額の増加につながっていると評価してあります。もちろん、その評価も間違いではありませんか、一方では、農家が減って、耕作がされない農地を認定農業者さんたちが新たに集積していくために、1戸当たりの出荷額が増えているということも事実であります。

そこでお尋ねします。

1点目に、夢と活力ある農業推進事業は、平成28年度以降、確保されて予算に対して決算額では平均で97%を超える執行率で推移してきています。これだけ予算も伸びて、決算も高い執行率であることを考えれば、まだまだ要望があるのに対して、十分な採択がされていない、追いついていないのではないかと受け止めています。そういった意味において、本事業の予算をもっと拡充すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略の検証指標である販売農家1戸当たりの出荷額は、農水産業の振興を推し量る指標として、今の現状、経営耕地面積、農業経営体数等の推移から適切なものか、疑問であります。目標額を精査して置き直すか、あるいは、検証指標そのものを見直す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点を農水局長にお尋ねします。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 まず、夢と活力ある農業推進事業につきましては、農業者や農業関係団体との意見交換会や事業説明会における意見、要望等を踏まえ、政策的に必要な

性が高いと判断されるものについて、事業メニューの追加や見直しを行っており、農業者からは好評を得ていると考えています。

また、予算額につきましては、要望等の内容や採択状況を勘案しながら増額したところです。しかしながら、年度によっては採択率に差があり、大型トラクターなどの高額な機会の要望が多いときには、議員御指摘のとおり、十分採択がなされていない年もあります。

今後、夢と活力ある農業推進事業につきましては、市単独事業の強みを生かして、これまで以上に創意工夫を凝らしていくとともに、農業者にとって利用しやすく効果的な補助事業となるよう、不断の見直しを行っていく考えです。

次に、販売農家1戸当たりの出荷額という検証指標は、農業経営基盤の評価に向けた施策の効果を図るため、平成27年度末に設定したものです。これまで農業経営の規模拡大が進むとともに、生産性や品質などが向上したことで、販売農家の出荷額の増加につながったものと認識しています。

その一方で、農林業センサスなどの統計資料によりますと、本市全体の経営耕地面積や農業経営体数は減少し続けており、その中でも準主業といわれる世帯所得に占める農業所得の割合が低い経営体の数が大きく減少するなど、この指標では把握し切れない課題も生じてきております。

これまで事業規模の小さい経営体でも活用しやすいものとして、先ほどの夢と活力ある農業推進事業や、ECサイトなどを通じた販路開拓支援など、市独自の事業も実施してきております。今後も幅広い層において、効率的かつ安定的な農業経営が実現されるよう、現場の状況と施策の効果を見据えた取組を展開していく考えです。

当指標につきましては、今回の御指摘を踏まえ、現在策定の準備を進めています。次期農水産業計画等において、これまで以上に現場の状況や施策の効果を適切に検証できるものになるよう、指標全体の見直しも含めて検証してまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 ありがとうございます。

夢と活力ある農業推進事業の予算、平成28年度の3,000万円から令和5年度4,340万円と増額されていますが、年度によっては十分採択がなされていない年もあるようがあります。事業規模の小さい経営体でも利用しやすい市独自の事業でもあります。どうかさらなる予算を確保して、農家の所得向上、安定的な農業経営の実現に向けた事業の充実を要望しておきます。

次の質問に移ります。

鳥獣対策についてであります。

10月2日のNHK「クローズアップ現代」では、「住宅街で遭遇したイノシシは、その瞬間、NHKのカメラに突進してきた」というタイトルで放送されました。その内容は、今暮らしのすぐそばでイノシシの出没が相次いでいる。人身被害は、去年過去最多を記録。国は対策として、捕獲数を増やしているが、被害が抑えられていない。

専門家の分析から、イノシシに付着するマダニによる感染症や、掘り返しによるインフラへの影響など、イノシシの新たなリスクも見えてきた。イノシシの脅威とどう向き合えばいいのかを考えるというものでした。

こうした全国的に被害が広がる中、農林水産省は2012年、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を導入し、さらに環境省は2014年に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、鳥獣の管理に向けた新たな取組として、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者に関する制度を導入しました。この対策の結果、全国のイノシシの個体数は、平成26年度をピークに減少傾向が継続しているとしています。

しかし、今毎日のようにニュースで流れているとおり、クマ、シカ、サル、イノシシなどが人里に出没を繰り返して人的被害を及ぼすなど、地域の現状認識と全く違う非常に危険な現状になっていることは周知のとおりであります。本市においても、イノシシが住宅地や校庭などにも出没するようになっています。

そこでお尋ねします。

1点目が、現時点における市として住宅地でも有効に手を打てる方策、支援策をどのように考えておられるのか。

2点目が、市長はマニフェストの中で、有害鳥獣の捕獲体制の強化や被害を未然に防ぐ取組の推進を掲げておられます。まさに今、児童・生徒に危険が迫っている現状に対して、被害を未然に防ぐための具体的な取組が必要だと強い危機感を感じていますが、どのようにお考えでしょうか。

1点目を農水局長に、2点目を市長に答弁を求めます。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 本市では、住宅地にイノシシなどが出没した際、迅速かつ適切に被害発生を防止するため、市の関係部署や警察、熊本市有害鳥獣駆除隊などと連携し、出没状況に応じ市民の皆様への注意喚起や緊急出動を行うなど、24時間体制で市民の皆様の安全確保に努めております。

また、令和3年度からは、市民の皆様や有害鳥獣駆除隊、行政が一体となった市民との協働による鳥獣対策事業に取り組んでおり、現在11の自治会等で鳥獣対策に関する学習会の開催、現地調査に基づいたハザードマップの作成、鳥獣を寄せつけない環境整備、捕獲用箱わなの設置、わな猟免許の取得など、守りから捕獲まで一体となった活動を支援しています。

イノシシなどの鳥獣の生息域が拡大している背景には、住宅地に隣接した管理が行き届かない竹林やヤブが増え、潜み場となっていることや、家庭菜園などに残された農作物が野生動物に餌づけをしていることとなり、結果としてイノシシなどの鳥獣を呼び寄せている状況になっております。

このため、潜み場や鳥獣の餌場をなくす生息環境整備や進入防止策の設置、追い払いの実施による被害防止など、鳥獣が住宅地に寄りつかないような取組を地域ぐるみ

で推進することが不可欠であり、今後とも鳥獣が出没する地域の自治会等と連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策を行ってまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では、主に農作物被害防止のため、集落や農地を中心に取り組んできた様々な有害鳥獣対策によって、農作物の被害額は平成23年度をピークに減少しております。一方で、イノシシ等が住宅地に出没するなど、野生鳥獣の生息域は拡大している状況にあります。住宅地等での鳥獣被害防止対策につきましては、農水局長が答弁申し上げましたとおり、市民の皆様や有害鳥獣駆除隊、行政が一体となりました市民との協働による鳥獣対策事業を推進し、地域ぐるみの取組を適切に支援してまいりたいと考えております。

同事業に取り組みます自治会の中には、通学路等に電気柵を設置して、児童・生徒が安全に登下校できる環境づくりを実践しているところもございます。これらの活動をはじめ、今後とも地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策に一丸となって取組むことで、市民の皆様の安全確保を図ってまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 ありがとうございます。

なお、既に今まで見られなかった山とは離れた学校、新興住宅地に出没するようになっていきます。危機感、そして緊張感を持って、何より子どもたちに被害が出ないよう対応に当たっていただき、そして、より効果的な方策の検討を要望しておきます。

次の質問に移ります。

財政運営についてお尋ねいたします。

令和5年度の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度令和4年度を上回る額が確保されたところです。

こうした中、本市の財政運営の状況は、普通会計ベースで令和元年度、令和2年度の実質単年度収支の赤字が連続し、心配されておりましたが、令和3年度、4年度には黒字に転換しており、一応の健全化は保たれているものの、令和3年度決算では財政力指数0.7、財政調整基金現在高の標準財政規模比率が1.77%と、いずれも政令指定都市平均で下位にあります。特に財政調整基金現在高は、政令指定都市平均6.39にあって、圧倒的に低いと感じています。

そこでお尋ねいたします。

本市の財政力指数は、令和3年度も令和4年度も決算時点において0.7であります。政令指定都市平均が令和3年度0.84となっており、公表されております財政状況資料集における本市の分析では、第1次産業人口の割合は高いものの、第2次産業人口の割合は高くなく、製造品出荷額や事業所数が少ないなど産業構造上の税収基盤が弱い状況にあり、財政力指数は下位にある。令和3年度は、国の補正予算により臨時費目

が創設され、基準財政需要額が増加したことにより前年度から減少した。引き続き、企業誘致や地場産業の育成に努めるとともに、将来への投資と本市の魅力向上につながる事業を着実に進めることで、税源の涵養を図り、財政力の向上に努めると分析されています。

そこで、1点目は、ここで言っている財政力向上のための地場産業の育成、将来への投資、本市の魅力向上につながる事業を着実に進めるとは、具体的に何をどうすることで財政力の向上につなげるとしているのかをお尋ねします。

次に、財政調整基金についてです。

同じく財政状況資料集によれば、財政調整基金の今後の方針で、財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整するための基金との性格を有しており、現時点においては、少なくとも現在の水準を維持する見通しであるが、今後も収支の状況を見極めながら財政調整基金への積立てを検討していくと記載されています。

当該基金は、記載のとおり自治体が年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金であり、大規模災害の発生により生じた経費の財源、または災害により生じた減収を埋めるための財源や、経済需要の著しい変動等による大幅な税収減などがあった場合の財源に充てるときに取り崩しができるものであります。

令和3年度の標準財政規模比率は1.77%で約37億円、4年度では2.11%で約43億円で、本当に大丈夫なのかと考えます。政令指定都市平均で前述のとおり6.39%ですが、この平均に近い政令指定都市では浜松市の6.36%で、標準財政規模も本市と余り変わりませんが、144億円であります。

そこで、2点目として、本市の財政調整基金が大規模災害に備える財源として十分といえるのか、標準財政規模に対してどの程度が妥当と考えているのか、そして、その根拠を併せてお尋ねします。

以上2点について、財政局長に答弁を求めます。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 財政運営に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、財政力指数の改善を図るためには、本市において標準的に必要な経費として算定される基準財政需要額に対して、市税等を基礎に算定される基準財政収入額の割合を上げていく必要があります。例えば、企業誘致の推進による固定資産税の増など、税源涵養の取組を進めていく必要がございます。

令和5年度における税源涵養に資する取組としては、半導体関連産業の集積を見据えた戦略的な企業誘致や交通対策等による投資を呼び込むための環境整備のほか、本市の特産物であるスイカやナス、ノリなどの農水産物の販路拡大による地域経済振興の取組などが挙げられます。これらの取組を着実に進めることで、さらなる税源涵養に努め、ひいては、財政力の向上につなげていきたいと考えております。

次に、財政調整基金の残高については、その適正な規模について定めたものはないものの、新たな災害の発生や経済情勢の変動に対する備えとして、一定額を確保する

必要があると考えております。

令和4年度決算においては、近年の実質収支の状況が比較的良好であることや、令和4年度の実質収支が過去最高の約70億円となったことを踏まえ、6億円の積立てを行っており、令和4年度末の残高は約43億円となっております。

今後とも毎年度の収支の状況を見極めながら、引き続き財政調整基金への積立てについて検討してまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございます。

財政力指数を上げるための取組としては、半導体関連の集積を見据えた戦略的な企業誘致や農産物の販路拡大による地域経済の振興などを着実に進めることで、さらなる税源涵養に努め、財政力向上につなげたいとのことであります。ぜひそれぞれの取組を進めていただきたいと思います。

財政調整基金であります。今日では毎年のようにどこかで発生する大規模な災害であります。もちろんそうした災害がないことを望むわけですが、線状降水帯などによる梅雨の大雨、地球温暖化による巨大台風などにも備えなければならない今日であります。適正な規模の定めはないとのことですが、想定外にも対応できる額の確保について検討していただきますようお願いしておきます。

次の質問に移ります。

半導体関連産業の集積に向けた産業用地についてお尋ねいたします。

令和4年12月に策定された半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針によれば、本市に対する新たな設備投資の動向、半導体関連産業動向調査の中で、幾つかのキーワードが述べられています。新設、移設、拡充に当たり重視する要素として、交通の利便性であったり、行政に求める支援として重視するものは、手厚い補助制度、税制面での優遇措置、人材確保の支援であったり、高速道路インターチェンジ、スマートインターチェンジからの距離が5キロ以内や、立地規模エリアが市内東部、市内北部といった内容ですが、さらには、今後事業環境が整えば、設備投資の際の候補地となり得るとする企業が81企業に上ることや、本市に寄せられる産業用地に係る相談と動向調査で得られたニーズと併せると、約101ヘクタールに上ることも記されてあります。

こうした現状に対して、課題はあるものの、熊本市として受入れ環境の整備と併せた半導体関連産業を重点ターゲットとした企業誘致に取り組むことで、本市経済の強化を図ると方向性を打ち出されています。

この方向性を受けて、半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備の実施手法についてが発出され、民間活力を活用した官民連携による産業用地の整備を図ること、併せて産業用地の集積地として特に優位性が高い4か所のエリアを選定することほか、民間事業者に対する支援内容が出されたところであります。そして、公募が実施され、先般3つの企業と協定締結式が実施されました。

今回、4つのエリアの中で、提案があったのが2つのエリアという結果となりました。産業用地の集積地として特に優位性が高いとされた植木インターチェンジと城南スマートインターチェンジの2つのエリアは提案がありませんでした。

そこでお尋ねします。

1点目が、産業用地の集積は、地域経済の強靱化、地域の活性化に資するものだと考えます。民間提案がなかった地域においても、冒頭質問しましたように均衡ある発展や、財政局長の答弁にもあった財政力を上げる上でも、より一層の行政のテコ入れが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、今回提案がなかった両エリアについて、今把握しているニーズに対して、市としてどのように産業用地としての整備や企業を誘致することに結びつけるお考えなのか、何が課題なのか、そして、その課題に対してどのような方向性を考えておられるのか。

以上、経済観光局長に答弁を求めます。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備事業につきましては、一般県道熊本空港線及び国道443号線沿線エリアで2件、北熊本スマートインターチェンジ周辺エリアで1件の計2エリア、3件の提案があり、各事業者と協定を締結の上、現在整備に向けた各種手続等に取り組んでいるところでございます。まずはこの3件の事業が迅速かつ円滑に進みますよう支援いたしますとともに、整備事業者と連携して、半導体関連企業の積極的な誘致に取り組んでいくことが重要と考えているところでございます。

また、今回提案がなかった2つのエリアにつきましても、産業集積地としてのポテンシャルは高いと考えており、公募終了後にも産業用地の整備に関する相談が寄せられているところでございます。現時点では検討段階の相談にとどまっておりますが、今後計画が具体化していく中で生じる課題等につきましては、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

整備事業者と連携してとのことですが、半導体関連企業の積極的な誘致に取り組んでいくことは重要との御認識はおありとの御答弁でありました。提案がなかったエリアについても、地元地権者の皆さんの要望も酌み取って、企業誘致につながるよう行政の積極的な支援を要望しておきます。

また、冒頭質問しましたように、均衡ある発展が重要であり、周辺地域への施策の展開が今回の私のテーマでもあります。周辺地域が疲弊する大きな要因は、就業機会に恵まれないことにあると考えています。企業誘致による就業機会の拡大は地域の活性化に結びつくものであり、繰り返しになりますが、事業任せの待ちの姿勢ではなく、行政の積極的な取組を要望しておきます。

最後の質問に移ります。

田原坂の観光振興についてお尋ねいたします。

平成27年11月にリニューアルオープンした田原坂西南戦争資料館の来場者は、残念ながらコロナ前まではまだ戻っていないようです。これまで田原坂公園及び田原坂西南戦争資料館につきましては、周年事業、例えば平成29年の熊本遺産魅力発信「近代日本の夜明けと西南戦争」と題して、西南戦争140年を記念したストーリーや魅力を発信するなどスポット的に光を当てておられますが、日本最後で最大の内戦となった西南戦争をキーワードに、関連する文化財を結んだストーリー性のある観光・文化ルートの構築はまだ不十分ではないかと感じております。資料館では西南戦争に至る時代背景はもとより、戦いの様子や意義を学ぶことができ、そこには熊本城も深く関わってくるわけであります。

また、近代の博愛思想の先駆けとなる日本赤十字社発祥の地であることから、先日復旧工事が完了したジェーンズ邸や川尻地区とも関わってくるなど、市長がたびたび発言される、また、マニフェストにも書かれているくまもと魅力ストーリーにもつながる、関連する文化財を結んだストーリー性のある観光・文化ルートの設定が可能であり、どちらかの市長とドンドンでのお答えにもあったように、イタリアのソルフェリーノとの交流であったりと、ポテンシャルは高いと考えております。

なお、田原坂と隣接する玉東町の横平山、吉次峠一帯は西南戦争遺跡として平成25年3月に国の史跡として指定を受けております。熊本城、ジェーンズ邸、川尻地区、そしてお隣の玉東町など、広域の自治体の文化財を含め、近代日本の夜明けといわれる西南戦争を継承していくルートの設定を観光振興にも結びつけていくことができると感じているところであります。さらには、植木温泉という良質な資源を生かし、観光客が宿泊し、地元の食事を楽しむなど、地元経済への貢献も期待される場所でもあります。

田原坂公園では地元の田原校区が先頭に立ち、西南戦争田原坂顕彰会の皆さんで清掃などの奉仕活動をはじめ、西南戦争戦没者追悼式の開催や田原坂ウォークラリーなどのイベントも実施されながら伝承に取り組まれておられます。また、地元の田原坂観光ガイドの会の皆さんが西南戦争の歴史や数々のエピソード、地元ならではの伝承をもっと知っていただきたいとの思いで、ガイド案内をしていただいてもおります。

しかし、近年では関わっていただいている方々の高齢化も進み、こうした地元による伝承も厳しさが増えるばかりの現状であります。

そこでお尋ねいたします。

1点目に、今御紹介したような現状を踏まえ、近代日本の夜明けである西南戦争やその激戦地であり、日本赤十字社発祥の地である田原坂を、市内、近隣自治体の文化財も含めたストーリー性のある観光・文化ルートとしてパッケージ化するなど、本市の観光振興や文化の継承にもっと積極的につなげていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、玉東町では、国指定史跡西南戦争遺跡への指定を契機として、史跡の保存活用計画、整備基本構想、基本計画を策定され、史跡として整備を進められています。国が指定した史跡は、熊本市、玉東町の広域、複数箇所にまたがる19万7,000平方メートルの史跡であります。例えば、七本官軍墓地は、熊本地震で墓石が倒れたままになっています。訪問された御遺族からも、玉東町は整備されているのになぜ熊本市はほったらかしなのかと嘆きの声が聞かれます。熊本市としても早急に国指定史跡の整備に着手すべきと考えますが、市のお考えをお示してください。

3点目に、西南戦争田原坂顕彰会や田原坂観光ガイドの会の活動は地元の誇りであり、田原坂を地元の大切な文化財として継承していくためには欠かせない存在であります。田原坂に関わるこれらの活動を地元が安心して後世に継承していくために、西南戦争田原坂顕彰会の活動支援や田原坂観光ガイドの会の担い手発掘の支援は考えられないでしょうか。

以上3点について、1点目を市長に、2点目と3点目を文化市民局長、経済観光局長に答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 田原坂は、国内最後の内戦となりました西南戦争の激戦地であり、日本赤十字社発祥のきっかけとなった地でもありますことから、その歴史的、文化的価値について後世に伝えていかなければならないと考えております。本市では、平成27年の田原坂西南戦争資料館のリニューアルを契機に、田原坂をはじめ熊本城や川尻地区など、西南戦争ゆかりの地を結んだ新たな観光ルートを設定し、親善大使であります高良健吾氏を起用いたしましたパンフレットや観光ウェブサイト等で情報発信を行いながら、より多くの観光客の皆様に訪れていただけるよう努めてまいりました。

今後は、令和9年の西南戦争150周年を見据え、近隣市町村とも連携しながら、先般整備が完了いたしました日本赤十字社発祥の建物でありますジェーンズ邸や、薩軍本営が置かれておりました川尻地区の川尻米蔵等も加えたストーリー性のある魅力的なルートを構築し、効果的な情報の発信を行うことで、さらなる観光振興を図ってまいります。

〔金山武史文化市民局長 登壇〕

○金山武史文化市民局長 2点目の国指定史跡としての整備方針でございますが、田原坂を中心とした西南戦争遺跡は、国の史跡に指定後も指定範囲やその周辺地域関連遺跡について、引き続き調査を継続しております。発掘調査等の成果を取りまとめた総括報告書を令和6年度に刊行予定としておりまして、総括報告書の刊行後に、保存活用計画の策定に着手する予定であります。

七本官軍墓地については、西南戦争遺跡の一部として重要な遺構の一つであることに加え、倒れた墓石は材質が砂岩で脆弱であることなどから、修復には慎重な検討が必要となります。まずは、この七本官軍墓地の国指定史跡への追加指定を目指し、保存活用計画に織り込むことでより有利な財源を確保するとともに、文化財的価値を損

なわないうよう計画的な修復を行ってまいりたいと考えております。

続いて、3点目の西南戦争田原坂顕彰会の活動支援についてでございますが、西南戦争田原坂顕彰会は、田原坂の戦いの終結に合わせて、毎年戦没者追悼式を開催するほか、西南戦争遺跡の歴史的価値の発信や観光、教育への活用に寄与している団体でございます。本市としては、継承活動への補助のほか、歴史講座や史跡めぐりウォーキングへの講師派遣などを行っておりまして、引き続きこうした活動を支援するとともに、連携、協力してまいりたいと考えております。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 私からは、田原坂観光ガイドの会についてお答えいたします。

田原坂観光ガイドの会は、観光客の満足度向上や地域の歴史文化継承に御貢献をいただいている団体でございます。しかしながら、近年はガイドの担い手不足や会員の高齢化などの課題が生じてまいりましたことから、関係部署とも連携しながら、本市主催の西南戦争の歴史講座や市政だより等を通じて担い手募集の支援を行っているところでございます。

今後は、担い手募集の支援をさらに強化いたしますとともに、新たな担い手の発掘や育成の手法についても検討してまいりたいと考えております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございます。

田原坂、その歴史的、文化的価値について、後世に伝えていかなければならないとの御答弁、そして、ストーリー性のある魅力的なルートを構築し、効率的な情報の発信でさらなる観光振興を図るとのことです。早急な取組をお願いしておきます。

七本官軍墓地は、現在は確かに国指定史跡に含まれていません。しかし、熊本地震から既に7年が経過しています。この間の墓石の姿を見た御遺族の心中を察するに余りあるものがあります。一日も早い復旧を望むものであります。

そして、広域にわたり国指定史跡、西南戦争遺跡として、本市においても保存活用計画はもとより、整備基本構想、基本計画の策定を進めていただき、広域連携による国指定史跡としての整備、活用につなげていただくことを要望しておきます。

また、西南戦争田原坂顕彰会の活動支援、連携、協力と田原坂観光ガイドの会への担い手募集の支援強化とともに、新たな担い手の育成の手法の検討も速やかに進めていただくことを強く要望しておきます。

私の初登壇に当たり、準備しました質問は以上であります。地域住民の皆様の声を聞く、動く、そして挑むと約束した活動を今後も続けてまいります。

63歳の新人、先日も寺本議員からありましたが、私も継続は力なりの信念で、熊本市の発展のために粉骨砕身の覚悟で臨んでまいります。真摯に御答弁いただいた市長並びに執行部の皆様、準備に当たりサポートいただいた議会局の皆様、本当にありがとうございました。そして、本日お忙しい中傍聴においでいただきました皆様、また、インターネット中継を御覧いただいた皆様に改めて感謝を申し上げ、私の一般質問を

終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○田中敦朗議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○田中敦朗議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中敦朗議長 一般質問を続行いたします。

西岡誠也議員の発言を許します。西岡誠也議員。

〔32番 西岡誠也議員 登壇 拍手〕

○西岡誠也議員 皆さん、こんにちは。市民連合の西岡誠也でございます。今回、発言の機会をいただきました議員各位に感謝申し上げます。

4月の改選後、風景が変わったみたいでございまして、市政を明るくする会のメンバーが少し少なくなったような気がいたしまして、少し寂しい気持ちもありますけれども、昨日瀬尾議員の方から、明るい市政を目指したいという発言もございまして、できれば、心身ともに明るい市政を築いていけたらというふうに思っております。

基本的には標準語でやりますけれども、たまに熊本の標準語が出るのがございすけれども、御容赦願いたいと考えております。

それでは、早速1番目の質問に入らせていただきます。

男性の育児休業取得率アップについてでございます。

総務省は令和4年12月26日に、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の着実な推進についてを通知いたしております。その中で、国家公務員はどういう取組をしているかといいますと、1番目に、取得方針・目標の明確化として、幹部職員が子どもが生まれた全ての男性職員の育児に伴う休暇・休業1か月以上取得を目指す方針や目標の明確化を行うと。2点目に、男性職員の確実な把握として、管理職員及び人事担当課において、常日頃より職員より相談を受けやすい雰囲気醸成に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮しつつ、適正な機会、手段を通じて、この出生が見込まれる男性職員を確実に把握する。3点目に、質問・相談窓口の設置として、人事担当課において、制度・運用についての質問や相談受付の窓口を設置する。4点目に、取得計画の作成として、管理職員が対象職員に対して育児に伴う休暇・休業の合計1か月以上の取得を推奨した上で、対象職員の意向に基づき取得計画を作成する。5点目に、業務面でも環境整備として、対象職員が育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、管理職員があらかじめ体制の準備や業務分担の見直し等、業務面における環境整備を行う。6点目に、人事評価への反映として、育児に伴う休暇・休業の取得促進に係る取組について、幹部職員、管理職員、人事担当課の職員等の人事評価に反映する

としております。

政府は、令和5年今年6月13日閣議決定したこども未来戦略方針において、国、地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標である令和7年までに30%を前倒しし、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げること、また、民間企業の目標は令和7年までに50%、令和12年までに85%に引き上げることとされました。総務省も同日に、男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組の一層の推進についてを通知いたしております。

厚生労働省が7月31日に公表した令和4年度雇用均等基本調査の事業所調査によると、男性の育児休業の取得率は17.13%となっており、前年度13.97%から3.16ポイント上昇しております。一方、女性の育児休業の取得率は80.2%となり、前年度85.1%から4.9ポイント低下しております。

都道府県で見えますと、1位が鳥取県44.3%、政令指定都市では1位が千葉市83.2%というふうになっております。

そこで、熊本市としてこれまでどのような取組をされてきたのか、今後総務省の通知を受けてどのような取組を考えておられるのか、大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 男性の子育てへの参画は、女性の活躍推進はもとより、少子化対策においても重要でありますことから、こどもが生まれる男性職員が育児休業を取得することが当たり前の職場風土づくりを早期に進めていく必要があると考えております。

このようなことから、所属長が男性職員の育児休暇計画表を作成することや、私から全職員に対しまして、育児休業取得に向けたメールを発信するなど、上司の意識改革にも取り組んでまいりました。その結果、市長事務部局の男性職員の育児休業取得率については、令和2年度の10%から令和3年度26%、令和4年度49%と、年々上昇しております。

本市の男性職員の育児休業の取得目標につきましては、国が掲げます令和7年までに1週間以上の取得率85%に対しまして、今年度80%、令和6年度85%、令和7年度90%と、より高い目標を総務省の通知に先駆けて設定いたしました。現在その実現に向けて、育児休業の取得を原則とする休暇計画表に見直しましたほか、育児休業の取得状況や体験談等の情報を庁内に発信しているところでありまして、今年度の上半期の取得率は、これは速報値でありますけれども、95%と着実に成果も出ておりますことから、今後も引き続き男性の育児休業の取得を促進してまいります。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 答弁ありがとうございました。積極的に取組が進められているということを理解できました。

やはり公的職場が先行してそういう取組をする、このことによって民間企業も底上げができると考えておりますから、今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。

続きまして、生徒の新たな休暇制度についてという質問をさせていただきます。

先ほど質問前に、生徒というのは中学校以上ですかという質問がございまして、よく調べてみたら、中学校以上が生徒で、小学校は児童ということでございますので、私の質問は間違っておりますので、児童・生徒ということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

実は私のところに市民から要望がございました。市民からと、具体的に言いますと、床屋さんの理容師さんからです。私が床屋に行ったわけではありませんけれども、床屋に行った人から言ってくれと言われたということでございますので、その辺は誤解のないように。誤解しなければいいですけれども。

このように、勤務の関係で土曜、日曜、祝日は仕事で子どもと一緒に過ごすことができない家庭が多くなっていると。したがって、こどもの休みと休みが重なればいいなということは以前から言われておりました。昔床屋さんに行った頃、そういうやり取りをした記憶がございします。しかし、仕事柄仕方がないということで、子どもに対して我慢してくれということですとずっと過ぎてきたわけでありました。ところが、このたび別府の方で、別府市内の小中学校を対象に旅と学習を組み合わせた保護者の休みに合わせるができる独自休暇制度というのができました。今年9月からで、名前が旅スタ休暇という名前みたいであります。その家族と一緒に過ごす時間の中で、子どもにとって旅は刺激的な体験となり、旅の経験を通じてこどもの成長を促す旅育につながるとして、今年9月からということになっています。

中身については、対象は別府市の小中学校の児童・生徒、それから申請方法は、取得の5日前までに学校へ申請、それから、年度内に3日間、市外に旅行する場合は取得できると。それから、休暇中で受けられない授業は家庭自習でカバーし、補習はしないと。かなり厳しい条件でございします。

また、第2回定例会で、高瀬議員も質問されておりましたが、愛知県についても、保護者の平日に合わせて子どもが学校を休み、家族で活動する機会をつくる新しい制度、ラーケーションの日ということが設けられたということでもあります。

それから、導入を呼びかけている県と県の教育委員会は、名古屋市を除く県内53市町村が導入すると明らかにされています。それから、県立の全高校と全特別支援学校、それから19市町村の全小中学校がモデル事業として今年9月から実施したということでございます。

ラーケーションの日は、県独自の取組で、9月から本年度中に2日休みを取得することができ、欠席扱いとならないと。それから、授業を受けられなかった子どもは家庭で自習してもらおう。保護者と子どもが相談して日取りを決め、事前にメールなどで学校に届け出る。家族で旅行に出かけることもできるし、来年度からは年3日と増やす予定ということでございます。

したがって、これらの自治体を参考に、勤務の関係で土日、祝日は仕事で子どもと一緒に過ごすことが確保できない家庭もあることから、熊本市でも実施したらいいかがでしょうか。

ラーケーションとか、旅スタとか、聞きなれない名称、分かる者は分かるけれども、分からない者は分からないではいけないから、そういう意味では、触れあい休暇とか、そういう休暇を設けたらどうかというふうに思いますし、旅行に限らず、保護者と一緒に過ごす時間が確保できればいいというふうに思いますので、そういう休暇を検討したらと思いますけれども、いかがでしょうか、教育長に質問いたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 児童・生徒の新たな休暇制度についてお答えいたします。

別府市の旅スタと愛知県のラーケーションの日は、共に9月からスタートした制度であります。どちらもそうした声があるというのはよく分かりますが、家族旅行等の計画を学校に提出させる仕組みとなっております。例えば、企業の場合には、有休を取りますというときに、どこで何をするんだという計画書を出させるというのはやってはいけないわけで、学校においても、それは家庭の事情に過度に介入することになるのではないかとこのように感じるところです。

また、このような制度の実施を検討するに当たっては、学校現場の意見を聞くことはもちろんのこと、本年4月に施行されたこども基本法に基づいて、こどもや保護者の意見聴取を行うことも不可欠であると考えております。こうしたことから、本市として、先行する他県の制度をそのまま導入するのではなく、これらの当事者や関係者の意見も踏まえ、丁寧に検討してまいりたいと考えます。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 熊本市で新たに休暇を設ける場合について、基本的な考え方については全く同感でございます。保護者とそれから学校と連携が取れば、その中身については言う必要がないし、ぜひそういう立場で、多分全国の自治体がそういう立場で動き始めているというふうに思いますので、今言われた関係するところと協議をしながら、できるだけ早く実施ができるようお願いしておきたいと思います。

それでは、3番目の道路台帳整備についてお尋ねいたします。

これまで本市の道路台帳整備を進めてきておりますけれども、幅員が確定した道路、いわゆる立会いをして確定している道路については、例えば家を建てる時、幅が決まっていますから、非常に手続がスムーズにいくということになります。台帳整備以前については、申請者がいて、それから対向地の方がいて、道路管理者、三者で立会いをして道路の幅員を決めるということになっておりますけれども、かなり時間がかかっておりました。

今回私が提案したいのは、道路占用物件を含めた台帳の整備ということでございます。道路占用物件といいますのは、地下埋設物、上水道、下水道、ガス、電気、電話等があります。それぞれの事業者は台帳管理を当然されていると思いますし、台帳を持っておられると思います。ところが、それをまとめた台帳というのがございません。ですから、そういう意味では、市の方でこの路線についてはどういう埋設物がどの位置にどういう深さで、その大きさはどういう大きさなのかとか、そういうものを管理

するというのが必要ではないかというふうに思っております。

それが実現できますと、事業者は設計段階でその工事をするときに、開削、上から掘って工事をするのか、ところどころ穴を空けて推進工法でやるのかとか、設計時点でそういう判断ができるというふうに思いますから、いわゆるそういう設計の中で時間も短縮できるし、そして費用も短縮できる。こういうことにつながるというふうに思っております。

例えば、開削をするときに矢板を打って、そして、立ち上げの管がどこにあるのかと、それも心配しながらされておりますけれども、そういうものが非常に効率的になるのではないかというふうに思っておりますので、これについては、他都市の状況等を調査いただいて、そろそろ今の時代ですから、検討する必要があるのではないかというふうに思いますので、都市建設局長に見解をお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの道路台帳整備に関する御質問にお答えいたします。

熊本市における道路占用物の情報は、上下水道管路についてはウェブ上の熊本市地図情報サービスにより、本年4月から確認することができるようになっており、また、電線、ガス管、通信回線につきましても、同月より事業者3者共同によるワンストップでの埋設物調査のウェブ受付が開始されたところでございます。

埋設物の正確かつ最新の情報は各事業者が管理しており、責任の所在の観点から、道路管理者による一括の情報管理は行っておりません。一方で、国において都市部の水道管やガス管などの地下インフラ情報を集約し、3次元データとして提供可能なシステムの構築を進めており、このような技術開発の状況を注視しながら、情報の一括化について研究してまいりたいと考えております。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 世の中の技術は進んでおります。3Dという時代でございますから、ぜひそのように考えていただいて、検討をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、4番目の道路を広く使うためにということで質問させていただきます。

3点お尋ねいたします。

1点目は、道路占用についてでございます。

道路法第32条第1項、第2項で許可の基準が定められておりまして、占用する場合は道路管理者の許可が必要ということになっております。例えば店の看板、市内にはいっぱい看板がありますけれども、この看板については、車道であれば高さ4.5メートル以上、そして、出幅1メートルということで決まっております。それから、歩道の場合は高さ2.5メートル以上、出幅は1メートルということで決まっております。したがって、歩道とか、車道にそういう店の看板等の商品を並べることについては、できないということになっております。ところが、看板など基準を満たしていない物件が多く設置されております。

ですから、そういう意味では、例えば、車椅子の方が歩道を行ったら看板があつて

もう通れないということも見受けられますので、ぜひそういうところについては、許可看板とか、商品とか、そういうことを並べてある場合については指導を強化する必要があると考えておりますので、この点について、後で答弁をお願いします。

2点目は、中心後退についてであります。

これまで何回も質問させていただきました。熊本市への寄附申請は、それぞれ要請されていると思いますけれども、建築許可を受けた後、もう草が生い茂ったり、あるいは自分の土地だからということで、花を植えたり、あるいはひどいところは構造物をつくったりというところがあるわけです。ですから、中心後退をした意味がなくなっていると思いますので、そういう意味では、令和4年第2回定例会で提案いたしました。そういうことでぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、その点についての御見解をお願いしたいと思います。

それから、3点目、公開空地の関係であります。

建築基準法の総合設計制度など、敷地内に歩行者が日常自由に通行や利用できる公開空地を設け、市街地環境の整備改善に資することで、容積率の緩和とか、あるいは高さ制限の緩和とかいうことがあるわけですが、ところが、それが適切にできていないというところもあるのではないかと。中には長時間車を止めておったり、歩行者の自由な通行や利用が公開空地の所有者により阻害されているという不適切な維持管理がございますので、それについて以前質問しましたけれども、ガイドラインをつくるという答弁がっております。したがって、その内容、あるいは策定後の取組、このあたりについて御報告をお願いしたいというふうに思っております。

この3点について、都市建設局長によりしくお願い申し上げます。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいの3点の御質問にお答えいたします。

まず、道路占用についてでございますが、中心市街地において、道路上に置かれる看板などの不法占用物につきましては、定期的に現地調査を行い、不法占用者自らが撤去、または許可申請を行うよう指導を粘り強く継続しておりますが、不法専用の解消には至っておらず、対応に苦慮している状況でございます。

そのような中、令和2年度ににぎわいのある道路空間の構築を目的とするほこみち制度が創設され、道路の柔軟な利用が可能とされたことから、本市においても令和3年度より導入を進めており、その中で看板設置の在り方についても、商店街組合等や関係機関と協議を行っているところでありまして、適正な道路利用と地域の活性化の両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、中心後退につきまして、これまで令和3年度と4年度の建築確認申請のうち、中心後退が必要な約870件について追跡調査を実施したところ、各年度約20件について、後退線より道路側に塀を設置するなどの後退違反を確認し、また、確認申請の際に、後退部分の寄附を検討中と回答いただいた方の約53%が寄附に向けて分筆登記等の準備中との回答をいただいております。

今後は、令和2年度以前の建築確認申請分も一緒に調査できるように、路線ごとに追跡調査をすることとし、後退違反の指導や未寄附の物件所有者への寄附促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、公開空地についてでございますが、令和4年3月に定めた熊本市公開空地等整備利活用等推進ガイドラインは、公開空地等を活用したまちのにぎわいや魅力づくりを推進するために、利活用方法の検討手順や具体的な推奨事例等を示すとともに、不適切な利用の禁止についても定めております。策定後、現在整備中も含めた公開空地等の所有者に周知を行い、イベントやオープンカフェ、シェアサイクルポートなど、徐々にではありますが、民間の創意工夫による活用が見られてきたところでございます。一方で、議員御指摘のような不適切な使用も確認しておりまして、引き続き適切な利活用が図られますよう指導してまいります。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 答弁いただきました。

中心後退の関係につきましては、私も何度も質問いたしましたし、藤山議員も何度も質問されております。過去の分も含めて調査をしながら対応していくという答弁でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、道路占用、それから公開空地につきましても、道路を本当に広く使う、利用する、そういうことが目的でございますので、ぜひこの点についてもよろしくお願ひしておきます。

それでは、5番目の動植物園のモノレール事故についてお尋ねいたします。

10月18日、モノレール1台が突然停止し、後続の4台が次々に追突する事故があった。園によると、5台には子どもを含む計12人が乗っており、このうち大人6名が首や腰に痛みを訴えている。いずれも軽症と見られる。熊本県警などが原因を調べているという報道がありました。

私は平成23年9月議会で、業務委託に伴う問題点について質問しております。当時埼玉県ふじみ野市の流水プールで、女兒が流されて死亡したという事故がございました。したがいまして、そういう例を挙げて、安全面の確保を要請しておりました。直営当時、職員が6名、嘱託職員が24名、合計30名で運営しておりました。委託した後、職員2名、嘱託職員が二十二、三名でスタートしております。それが現状でございます。人為的ミスということのようですけれども、操作していた担当者は2名だったというふうに聞いております。

そこで、以下の点について質問させていただきます。

第1に、停止したモノレールの点検は行われていたのか、異常はなかったのか、第2点、2019年の事故の反省の上でどのような対策が行われてきたのか、第3にエラー音になったときなど、非常時の研修は行われていたのか、第4にモノレール運行にどのような職員体制が取られていたのか、また、業務委託前の直営で運行していたときの職員体制はどうなっていたのか、第5に、委託するに当たり、遊戯施設ごとの人数など、基準を設けているのか、第6点に、ほかの遊戯施設も古くなっていると思うが、

安全対策は行われているのか、お尋ねいたします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 答弁に入ります前に、まずは今回の動植物園のモノレール事故によりましておけがをされた方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、御心配、御迷惑をおかけいたしました議員各位をはじめ、市民の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、順次お尋ねにお答えしたいと思います。

モノレールの点検につきましては、年1回の法定点検に加え、製造事業者によります法定点検同様の自主点検も年1回実施しておりまして、いずれも点検結果に異常はなく、また、毎日実施しております運転前の始業時点検においても、異常の報告はございませんでした。

前回の事故後の対策といたしましては、車両停止などの異常時に追突を防止する安全装置の導入や委託業者における装置運用の職員技術研修を新たに行い、安全対策を強化してまいりました。また、非常時の職員研修につきましても、園が定める運行管理規定に基づき、委託業者が担当職員を対象に定期的に行っており、実施報告もその都度受けております。

現在のモノレールの運行体制につきましては、通常時2名、繁忙時最大4名で運行しており、過去の市直営での運営時においても同等の職員体制でございました。

遊戯施設ごとの人数の基準につきましては、業務委託仕様書において過去の市直営時と同等の人数となるよう定めております。

これまで全ての遊戯施設において、モノレールと同様、法定点検に加え、自主点検や定期的な部品交換を行いますとともに、運行管理規定に沿った研修などを実施し、安全対策を行ってきたところでございますが、今後さらに来園者の皆様が安心して楽しめる動植物園となりますよう、遊戯施設の安全対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 委託仕様書どおりに運用されて事故が起きたということで、私も、当時直営で仕事をしていた職員を連れて現場に行きました。そして、いろいろ全体を見てまいりました。モニターが設置しているにもかかわらず、確認しなかったということでございますけれども、モニターは操作室の外に設置されております。非常時の場合、操作室の中にもやはりモニターが必要で、そこを見ながら、全体のスイッチはそこについています。だから、両方とも必要ということですが、そこがちょっと不足しているということがございました。

それから、繁忙時には3名が必要ということでもあります。ところが、今の委託仕様書を見てみますと、2名以上ということで、例えば、このモノレールのところは2名以上という表現になっています。ですから、委託業者としては2名おればクリアできるということになります。直営時は4名でやっていました。少なくとも3名はおりま

したという実態はございますから、そういう意味では、その仕様書を3名以上ということで見直すべきではないかというふうに思いますし、同じようにドルフィンパラダイスについても、同様でございます。直営当時は4名でやっていました。そして、少なくとも3名でやっていました。この仕様書も2名以上ということになっておりますから、ここも変えるべきではないかというふうに思っております。

それから、もう一つ見る中で、新幹線ですけれども、新幹線は発着場で操作をするということになっています。以前は、その新幹線の線路全て見渡すことができました。ところが、その中に建物が建ちましたから、手前は見えるけれども、建物の反対側は見えないという実態になっています。以前直営のときに、こどもがその線路内に入ったという事例がございまして、緊急停止で止めたという事例もありますけれども、今現在は建物の向こう、モニターもありませんので、監視することができないという実態でございますから、そこに少なくともモニター設置が必要ではないかというふうに思っております。

それから、そのほか、地震後の段差や、あるいは木が大きくなっていますから、木の根が上に飛び出しているという状況もございまして、こどもたちはよく熊本弁で言うなら、つこけるということの報告がっておりますので、その辺の対策とか、それから、木の根が大きくなっているもんですから、新幹線の線路を持ち上げているような場所も実はございまして、そういう対策も必要ではないかというふうに思っております。

ですから、そういう意味では、実際操作を行っている現場の皆さん方の今現在どういうところに問題点があるのか、そういうものを洗い出して、そして市の方で把握しながら対策をする必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、もう一つは、遊戯施設はかなり収益を上げております。聞くところによると、動物の餌代当たり4,000万円以上かかると聞いておりますけれども、幾分か遊戯施設のお金がそっちに行くようなこともありますので、そういう意味では、かなり古くなった遊戯施設についても新しく、しかもメンテナンスがしやすいものを導入したらどうかというふうに思っています。

今メリーゴーランドあたり、外国製で、モーターを取り寄せるのにかなり時間がかかるという反省点もございますので、ぜひそのあたりも含めて検討いただければというふうに思います。

経済観光局長の答弁をお願いいたします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 先ほども答弁いたしましたとおり、来園者の皆様が安心して動植物園をお楽しみいただけますよう、まずは今回の事故原因の究明を徹底して行いますとともに、委託業者との協議を重ねながら危険箇所や改善箇所の把握に努め、議員御提案の内容も含めまして、今後の安全対策の検討を十分に行い、対策を講じてまいりたいと思います。

また、遊戯施設の入替えにつきましても、動植物園マスタープランを推進する中で、外部有識者の意見を取り入れながら検討してまいりまいと考えております。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 ぜひよろしくお願いしたいと思いますし、熊本市が仕事をお願いしていると。発注者と受注者、この関係は上下関係ではないと私は思っておりますから、ぜひそういう立場で協議いただいて、そして、現場の意見を吸い上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしておきます。

次に、区役所に対する要望についてという項目に移ります。

まちづくりセンターの地域担当職員は、積極的に地域に出向き、地域の行事に参加したり、あるいは地域の課題を収集しております。これらの取組については、市役所を身近に感じるということで、非常に評価をされております。

地域政策課がまとめた資料では、環境、緑化、都市づくり、それから、公園などがかなり要望が多いと。そして、次いで地域活動全般ということになっております。そして、実は南区選出議員研修会というのがございまして、その中で報告があったのが、道路関係が1,746件ありましたと。対応済みが1,467件、河川・水路関係が261件、対応済みが251件、公園関係が315件、対応済みが251件ということで報告がっております。少ない予算で対応できる要望については対応できておりますけれども、予算が必要な要望については、積み残しているというのが現状ではないかというふうに思います。

先日、寺本議員の質問もございました。今日も松川議員の質問もございました。関連するわけでございますけれども、例えば公園の草刈りなど、地元で管理されていない公園は別として、草刈りは年に何回ということで決められております。草が伸びるのが早く、ブランコとか、滑り台とか、ここに行くときに草が生えているものだから、なかなか遊べないというところも油断すれば出てまいります。そういう実態も実はあると。

それから、公園の中に散歩するコース、専門用語は分かりませんが、歩いていくときにゴムマットが敷いてあります。それがもうかなり年数がたっているものですから剥がれております。そういう実態が実はございまして、それを修理しますということで、1か所ではなかなかできないわけです。もう全体的に古くなっているものだから。それは全体的にやり直さなければいけないということで、あちこちが同じ時期に出来たものですから、そういうマットを敷いているものですから、かなり費用がかかるという問題も実はございますので、健康づくりで散歩しに行ったところがつけてからけがしたということにならないよう、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思っております。

地元の要望の大体7割以上が道路関係、河川、それから水路関係、公園、そういうところが多いわけですから、やはり予算を確保する必要があるのではないかとこのように思いますし、さらには、土木センターの方で地元だけの要望ではなくて、

土木センターとして計画的にいろいろな事業を展開する、それだけの予算というの必要だろうというふうに思いますので、ぜひそのあたり、各土木センターの方に財源の確保ができますようによろしくお願ひしたいというふうに思っています。

大西市長に答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 土木センターに日々寄せられる地域の皆様からの多種多様な要望につきましては、その都度現場で劣化の状況等を見極め、補修内容を決定し、基本的に年度内に対応させていただいております。積み残しがあるという御指摘でございますけれども、そのほとんどは年度末にかけていただいた要望でありまして、また、比較的事業規模が大きいものや事業実施に際して多数の地権者同意が必要など、中には単年度で完結しない工事というものも多数ございます。この場合におきましても、地域の皆様に状況を丁寧に御説明しながら、計画的な実施に努めております。

また、土木センターを区役所組織に移管いたしまして、地域との意見交換会に積極的に参加いたしますことで、要望内容のより詳細な把握や検討状況の説明を行うなど、地域とのコミュニケーションの強化にも努めております。

地域要望に対応する予算につきましては、今年度維持管理に関する予算を増額しております。公園の除草は回数を増やすなど、対応を強化しておりますほか、事業者の創意工夫を促す複数年契約の試行等、新たな取組も行っております。

一方で、今後も増加いたします公共インフラ施設の維持管理経費に対応するためには、予算の平準化と維持管理コストの縮減を図ることが重要でございまして、施設ごとに長寿命化計画や補修計画を策定し、市民協働や新技術の積極的な活用等についても検討しているところです。

このような取組を進めながら、今後も地域の皆様の御要望に丁寧に迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 先ほども申し上げましたけれども、まちづくりセンターの職員が地元に出ていく。そして、地元の要望を聞いて、それが早く対応できるということが一番地元の生活者としては望ましいことでございますし、熊本市とのつながりということも近くなるのではないかとこのように思いますので、ぜひよろしくお願いしておきたいとします。

それでは、7番目は、旧天明新川流域治水対策ということで質問させていただきます。

この問題につきましては、平成23年9月議会、令和元年6月議会、令和2年12月議会にも質問しております。当時の答弁としては、延長約7.5キロのうち、木部橋から下流2.8キロ区間におきましては、本年度中に整備完了予定となつてございますというのが1回目です。その後、今後整備を進めてまいります木部橋から上流2.3キロ区間におきましては、最も狭小な区間で、毎秒5トン程度の流下能力しかないことから、

毎秒20トン河道への改修を計画しております。これに加え、農業用水堰を水位上昇時に自動で転倒する堰へ改修することとしており、このような対策を進めますことで、浸水被害の軽減を図ってまいりたいという回答が実は出ております。それが下流側はもう大体進んでいるんです。

ところが、2,800分の1という勾配、いわゆる木部線から元三のポンプまで2.8キロです。その高低差が1メートルしかありません。ですから、水がそこまでいかないものだから、元三のポンプ場はフル稼働はできないという実態が実はございまして、上流側を毎秒20トンの能力を有するように広げた場合に解決するのかというのが私は心配でございます。

ですから、前回質問したときに、傍聴席からもかなり大きな声でありましたけれども、途中やはり議論の中では、今設置をしてあります瀬の江ポンプ場につなぐべきだということがありましたけれども、それができないとするならば、新たな排水機場を途中に1か所設けるべきではないかというふうに考えております。

この問題については、これは木部線の冠水だけではなくて、実は中央病院付近、あれも実は下流はこの旧天明新川なんです。ですから、その下流側の解決ができないと非常に厳しいということになると思いますので、その辺も関連してくるということを申し上げておきたいと思います。ぜひこの辺の考え方について、今現在どういう考え方を持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

都市建設局長に答弁をお願いします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 旧天明新川につきましては、平野川合流点からゆめタウン浜線付近まで約7.5キロメートルを平成24年に準用河川に指定し、河川改修の計画に基づき事業を進めており、木部橋下流約2.8キロメートル区間の整備を終え、現在木部橋の架け替えと河道改修を行っているところでございます。

また、現在策定を進めております（仮称）熊本市下水道浸水対策計画2023では、旧天明新川上流の熊本中央病院周辺を重点地区の一つに位置づけ、貯留管の新設等により浸水被害の軽減を図ることとしております。

議員御提案の新たな排水機場の設置につきましては、まずはこれらの対策による効果を見極めた上で判断してまいりたいと考えております。

〔32番 西岡誠也議員 登壇〕

○西岡誠也議員 今答弁がありましたけれども、木部線より上流側の河川、いわゆる改修工事と、それから、中央病院付近について貯留管を入れるということでございますけれども、上下水道局の方から説明がございました。大体直径4.5メートルの貯留管を中央病院付近と、それからもう一つは、出水南中学校付近、それから町なかということがあるようでありますけれども、以前の3か所、合わせて合計6か所で214億円でしたか、それだけの費用がかかるということでございます。それで、旧天明新川の解決ができればいいんですけれども、一度そういう今の市の職員、専門家ですけれど

も、そういう水の流れとか、効果について、外部有識者の意見あたりを聞いて、できるだけ安い費用でできないのか、そういう検討をすることも必要ではないかというふうに思いますので、これは提案しておきたいというふうに思っております。

私の質問は終わりましたけれども、1点だけ要望がございます。

これはまた三森議員、それから、井本議員の方からもありました带状疱疹のワクチンです。これについても、私のところに要請がありました。どうにかならないのかという要請でございました。ある程度年齢が高い人ほど带状疱疹になりやすいということでございます。私の先輩もこれになって3か月間苦しんだと。今でもちかちかするという話を聞きます。国の方でいろいろ審議会の中で検討されているということでもありますけれども、できるだけ早くこれが実現しますように、よろしく願いしたいというふうに思っております。

以上で私の用意した質問は終わりでございます。御清聴いただきました皆さん、ありがとうございます。それから、傍聴席を含め、インターネットで御視聴いただいた皆さん方に感謝申し上げます。

引き続き、明るい市政を目指して頑張ります。よろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○田中敦朗議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時59分 再開

○田中敦朗議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○田中敦朗議長 一般質問を続行いたします。

伊藤和仁議員の発言を許します。伊藤和仁議員。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇 拍手〕

○伊藤和仁議員 皆さん、こんにちは。公明党熊本市議団の伊藤和仁です。今回で6度目、改選後初めての一般質問に立たせていただきます。この度の機会をいただき、先輩議員、同僚議員の皆様には大変感謝申し上げます。

今回の質問は、視察等で現場の状況を実際見聞きし、様々な意見をいただくなど、それに基づいて質問をさせていただきます。

それでは、早速ですが、質問に移らせていただきます。

本市は、菊陽町へのTSMCの進出により、熊本県内への半導体関連企業の立地が増加し、それによって生まれる雇用機会を活用し、本市の経済発展に貢献することが期待されます。実際半導体関連産業への動向調査でも、立地希望エリアは熊本市東部、北部が多くなっており、そのため北区においては、北熊本スマートインターチェンジ

周辺を産業用地として整備しようとしています。

そのような中、本市は都市マスタープランにあるように、多核連携型の都市を目指しております。多核連携型の都市とは、持続可能で暮らしやすい社会の実現を目指す都市形態の一つで、地域の核へ都市機能等がコンパクトに集約され、地域内、地域外がネットワークでつながった都市であり、利便性が高い状態で持続する社会です。

その観点から、北区を見てみると、都市機能が集約される地域拠点、植木地区、八景水谷・亀井地区、北部地区、楠・武蔵丘地区の 4 地区であります。国道 3 号などのバス路線や熊本電鉄駅周辺の居住促進エリアでは、多核連携都市の実現に向けて、道路、公園などの都市基盤整備により、良好な居住環境を形成し、一定の人口密度を維持し、人口減少化においては、商業、医療等の日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保する必要があります。

多核連携都市を実現するための重要なファクターである公共交通インフラは、植木地区へは J R 鹿児島本線、楠・武蔵丘地区へは J R 豊肥本線、八景水谷・亀井地区へは熊本電鉄が走っています。特に J R 豊肥本線は、熊本空港へ延伸、接続され、熊本電鉄は、本市中心部と合志市の御代志駅までつながっているので、今後御代志駅周辺が開発されていくと、これらの沿線周辺ではさらに発展していく可能性があります。

よって、熊本電鉄と J R 豊肥本線においては、公共交通の利便性向上を目的に、定時性や速達性向上に向けた既存の公共交通機関の機能強化や交通結節点等における機能強化を行うことで、居住促進エリアでは居住誘導が実現でき、人口密度の維持が可能となります。

一方、植木地域では、高齢化によって地域コミュニティを維持できなくなるおそれ非常に強くなっています。2040年には植木地区では老年人口割合が40%を超える試算がなされています。よって、若い人の移住促進が必要ですが、他の地域拠点に比べ公共交通インフラが非常に脆弱であり、最寄りの植木駅へのアクセスが悪いこともあり、自動車を利用しなければ生活ができない状況です。よって、植木地区全体をカバーできるような新たな交通手段が必要になってくると考えます。

さらに、私は八景水谷に住んでおりますが、合志市はお隣、目と鼻の先です。目には見えない市境がありますが、それを指摘されなければ、どこで市が分かれているのか分かりません。T S M C の進出で、菊陽、合志、大津へのアクセスは非常に重要となっており、近隣市町との連携が大事となっておりまいます。また、午前中の松川議員からもありましたように、植木地区の田底校区の隣は山鹿であります。生活圏は山鹿方面であることから、市外近隣というより広域な面で捉え、交通の利便性を向上させていく必要があると考えます。

そこで都市建設局長に 3 点お尋ねいたします。

1 点目、T S M C の進出に伴い、熊本電鉄と J R 豊肥本線の利便性の向上が欠かせないと思いますが、いかがでしょうか。検討されていることはあるのでしょうか。

2 点目、植木地域への居住促進のためにも、交通インフラの整備は急務です。植木

地域でのA I デマンドタクシーの利用が検討されているようですが、どのように展開されていくのでしょうか。

3点目、本市と近隣市町との連携について、今後どのように行っていくのかお示しください。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの公共交通に関する御質問に順次お答えいたします。

まず、将来を見据えた中長期的な視点で熊本都市圏全体の公共交通ネットワークを充実させていくためには、まずは中心市街地と地域拠点を結ぶ放射8方向の基幹公共交通軸の強化と乗換拠点の整備、A I デマンドタクシーやパーク&ライド、シェアサイクルの展開などにより公共交通機関相互の利便性を向上させ、できるだけ公共交通を選択していただける仕組みをつくることが重要でございます。

中でも熊本電鉄や豊肥本線といった鉄軌道は、定時性、速達性、輸送力に優れており、その充実は将来の需要増加への対応に加え、自動車交通から公共交通への転換による市内の交通渋滞の緩和に大きく寄与するものと考えております。

このようなことから、J R新水前寺駅前駐輪場の拡充工事やバス停の新設検討に取り組むとともに、豊肥本線のさらなる輸送力強化に向けて、熊本県及びJ R九州と検討を進めているところでございます。また、熊本電鉄につきましても、上熊本駅や藤崎宮前駅など、乗換拠点のシームレス化に取り組んでまいります。

次に、植木地域へのA I デマンドタクシーの展開につきましては、まず、植木地域で運行しておりますゆうゆうバスは、一日8便と便数が少なく、かつ夕方までの運行でありますことから、通勤通学での利用が困難との声を伺っております。このため、通勤通学時にJ R植木駅への移動に利用でき、高齢者の皆様の日常の買物や通院等にも利用いただけるよう、植木地域全体を運行地域とするA I デマンドタクシーの導入を検討しております。現在、乗降場所など、地域ニーズの把握等を進めており、生活圏である山鹿市への目的地設置等も検討しながら、早期の導入を目指してまいります。

最後に、近隣市町との連携についてでございますが、コミュニティ交通も含め、公共交通の利便性を向上させるためには、市単独ではなく、広域的な視点が重要であり、交通事業者をはじめ熊本県や沿線自治体と積極的に連携を図りながら、効果的な取組を検討してまいりたいと考えております。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇〕

○伊藤和仁議員 北区にとってT S M Cの進出は大きなチャンスではないかと考えます。

J R豊肥本線の輸送力強化や、熊本電鉄では、上熊本駅や藤崎宮前駅でのシェアサイクルやグリーンスローモビリティとの連携によると聞いておりますが、乗換拠点のシームレス化の取組が検討されているとのことで、鉄軌道の利便性向上につながります。鉄軌道とA I デマンドタクシーという公共交通機関の利便性向上は、北区の住みやすい環境を整える必須の条件です。また、本市限定で考えることなく、隣接の市町とともに発展していくようなまちづくりを今後期待してまいりたいと思います。

次の質問に移ってまいります。

空き家対策については、今議会においても寺本議員、平江議員と質問されており、重なる部分もありますが、角度を変えて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

さきの質問でも述べましたとおり、今後多核連携型の都市を目指し、高次都市機能を維持、集積した中心市街地と地域拠点、生活拠点の機能を高め、そこへ居住を誘導することにより、人口密度の維持を図っていくことが大事となってまいります。しかし、これらの居住誘導区域において、ネックとなってきたのが空き店舗や空き家の増加です。空き家の存在が安全で安心な市街地の形成と居住環境の維持を難しくしているため、空き家対策の強化によって住環境の形成を促進していく必要があります。

また、令和5年12月13日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行される予定で、空き家の活用拡大や自治体が倒壊などのおそれのある特定空き家の増加を防ぐために、管理不全空き家等を設定できるようになります。管理不全空き家等に判断されれば、固定資産税の住宅用地特例、いわゆる6分の1の減税が解除されてしまいます。この点は非常に大きな改正点であり、今後の空き家削減に向けて有効な施策となると考えます。

そこで、この法改正をきっかけに、空き家対策の新たな方向性を学ぼうと、京都市へ視察に行ってまいりました。

なお、京都市は、非居住住宅利活用促進税、いわゆる空き家税を導入することで話題となった自治体です。

京都市では、これまでまちづくり活動の一環として、空き家対策に取り組む地域の自治組織を対象に、専門家の紹介や活動費補助等の支援を行っているほか、各地域の自治組織において、まち歩きによる空き家調査、空き家マップの作成、空き家活用を考えるワークショップの実施、空き家所有者への活用提案など、様々な地域主体の空き家対策が展開されています。また、空き家の現状把握や所有者調査を行う地域と専門家、コーディネーター、行政との連携が行われています。

本市では、2018年に空き家等の実態調査が行われていますが、その後は行われておらず、空き家の現時点での現状が把握できません。空き家の状態は日々変化しているので、継続して変化を見ていく必要があります。一方で、地域でも空き家の所有者などの情報を把握している場合もあり、地域の方でつながっている場合もあります。よって、地域のニーズに身近に対応できる専門家がいれば、空き家対策にとって非常に重要ではないかと考えます。

また、本市の空き家対策の助成事業は、倒壊のおそれのある危険な空き家等の除却を促進するための除却に要する費用の一部を補助するものです。これからも少子高齢化によって空き家はさらに増加していくことが懸念され、安心・安全なまちづくりの観点からも空き家対策は必要です。さらに、その助成制度が拡充していくことも大事となってまいります。特に空き家の活用や空き家対策を進める地域への助成等が必要

ではないかと考えます。

そこで、都市建設局長に2点お尋ねいたします。

1点目、空き家対策において、今後どのように地域と連携をしていくのでしょうか。

2点目、空き家対策を促進していくためには助成制度の拡充が必要と考えますが、いかがでしょうか。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本市の空き家対策については、平成30年度に策定した熊本市空家等対策計画に位置づけた空き家の発生予防や利活用、適正管理という基本方針に基づき、地域や不動産に関する専門家など、多様な主体と連携し、総合的に取り組んでいるところでございます。

一方で、高齢化の進展等により、空き家は今後さらに増加することが予想されることから、管理不全な空き家を発生させない、悪化させないといった予防対策をより一層強力に推進する必要があると考えております。

そのためには、議員御指摘のように、地域とのさらなる連携が重要であり、地域の持つ情報等の効果的な活用のためには、地域と専門家等との横の連携、いわゆるプラットフォーム体制の構築が必要と考えており、現在改定を進めております熊本市空家等対策計画に位置づけ、適宜市議会の御意見も伺いながら具体的な施策をまとめてまいります。

次に、空き家に関する助成制度としましては、倒壊のおそれのある危険な空き家等の除却や定住促進を奨励するための空き家への住み替え等に一部補助を実施しております。繰り返しになりますが、今後の空き家対策は予防対策が重要であり、適正な指導と併せて、建物が老朽化する前の除却やリフォームなど、利活用促進への支援や地域と連携した空き家対策への支援について取り組んでまいりたいと考えております。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇〕

○伊藤和仁議員 京都市の話聞いていますと、地域の意識がとても高いと感じました。プラットフォーム体制の構築には、空き家対策を強力に推し進めていく核となる人、団体が必要です。地域や専門家など、空き家対策の意味と目的をしっかりと理解していなければなりません。今後しっかりとプラットフォームの構築をお願いいたします。

また、今後空き家対策を有効に進めていくためには、助成制度の拡充や新たな制度の創設が必須であると考えます。これから助成制度においても、効果的な制度の検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、いわゆる情報アクセシビリティ法が2022年5月に施行されました。

全ての障がい者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加するために、その必要とする情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通が図られなければなりません。よって、この法律はそのための基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会に向けて障がい者による情報の取得、利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進していくことを目的としたものです。

ところが、今でも視覚障がい者の方にとっては、情報の取得や利用に多くの苦労があります。内閣府のホームページには、視覚障がいのある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報、音声コードに変換して活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法がありますと記載されています。

事実、視覚障がい者は自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読してもらうか、文字をコード情報に変換して、読み上げ装置やアプリで聞いています。視覚障がいの手帳を持っている人のうち、点字を読める人は僅か1割だと聞きました。他の疾病や高齢化などで文字が読みづらい人は160万人との報告もあります。

先日、NPO法人日本視覚障がい情報普及支援協会の方のお話を伺いました。皆様、Un i - V o i c eを御存じでしょうか。私も最近、生命保険会社からの封筒に、Un i - V o i c eコードを用いた音声コードが付されていることに気がつきました。Un i - V o i c eコードは約800文字の文字データを格納することが可能です。このUn i - V o i c eコードを作成するには、J A V I S A p p l iというアプリがあり、これは通常使用しているパソコンで使用可能で、そのアプリをインストールすると、通常文書作成でよく使っているワードに音声コード作成ボタンがあらわれます。ワードで文字を入力した後にコード作成ボタンを押せば、音声コードをその作成したワード文書の右下に自動作成できます。さらに、このJ A V I S A p p l iは地方自治体へは無償で貸与され、現在障がい福祉課でも、障がい者福祉計画等の資料に既に利用されています。また、入札による調達の場合でも、その仕様書に音声コードを付すこと、視覚障がい者が音声コードのある場所を特定するための切り欠きを入れることの2点を記載することで、音声コードの入った印刷物が作成可能です。

これまで選挙の投票所入場券やワクチン接種券のほか、自治体から届く郵便物にも音声コードがついていませんでした。そのため、視覚障がい者は何の封書が分からないために、誤って捨ててしまうことがあるそうです。

そこで、国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報などの印刷物、また、年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須です。特にお金にまつわるお知らせに関しては、代読を行ってくれる補助者の方にも内容を知られたくないと聞いています。さらに、封書等の表書きにも、どこから送られてきたのか、何のお知らせなのかという内容が分かる音声コードと切

り欠きが必要です。よって、視覚障がい者にとって音声コードを付すことはとても重要と考えます。

次に、情報アクセシビリティ法の第12条1項において、国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとするとあり、防災及び防犯の情報は、生命、身体、財産に直接関わるものであることから、特に重要です。

これまでもハザードマップは、その利便性の向上に向けて拡充が図られ、健常者にとっては、分かりやすく使いやすいものとなってきました。しかし、そのハザードマップは視覚障がい者の方にとっては、浸水区域などのリスク情報は視覚的表現になっているため全く利用ができません。よって、印刷物のハザードマップには、先ほど述べた音声コードを付す必要があり、ハザードマップ自体を耳で聞くことができるようにしていくことが必要です。

そこで、さきに紹介した協会が提供している耳で聞くハザードマップを紹介させていただくと、スマホなどに搭載しているGPS機能で、現在地のリスク情報を自動音声による読み上げが行われます。そして、提供される情報は、気象庁、自治体のホームページ、国土地理院のオープンデータと同期し、緊急警報や注意報、自治体が提供している防災緊急速報及び周辺リスク情報も読み上げられる仕様となっています。

さらに、現在地から近い避難所リストを表示し、かつその避難所まで音声案内ができるものです。UnivoiceBlindというアプリがそれであり、皆様一度インストールし、試してみられてはいかがでしょうか。いずれにせよ、今後は視覚障がい者のためのハザードマップの対応が必要と考えます。

最後に、情報アクセシビリティ法の下、視覚障がい者に限らず、全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指していかなければなりません。

大西市長は、マニフェストの中で、障がいの有無にかかわらず、自然に生活できるまちづくりと行政の施策推進において、全ての市民が利用、参加できる仕組みをつくとあります。今後障がい者全般の情報アクセシビリティをいかに向上させていくのか、大西市長の考えをお尋ねしなければなりません。

そこで、3点お尋ねいたします。

1点目、本市から市民に送付される公的な通知文書や広報などの印刷物、また、年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などの公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるよう御検討いただけないでしょうか。

2点目、現在視覚障がい者はハザードマップを確認することができません。よって、視覚障がい者のためのハザードマップにも音声コード対応が必要です。今後耳で聞くことができるハザードマップの導入が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3点目、今後全庁的に障がい者全般の情報アクセシビリティをどのように向上させ

ていくお考えでしょうか。

1点目を健康福祉局長に、2点目を政策局長に、3点目を大西市長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは、音声コードの普及に関するお尋ねについてお答えいたします。

視覚に障がいのある方が自由に情報を発信、収集できる社会を構築していくためには、御本人や関係者などのニーズを把握した上で、寄り添いながら取組を進めていくことが重要であると考えています。本市では、その取組といたしまして、熊本県点字図書館とともに、市政だよりの点字版や音声版を作成し、また、市ホームページには音声読み上げ機能をつけています。

議員から御紹介のありました音声コードにつきましては、視覚に障がいのある方にとって便利なツールであると考えております。現在本市におきましても、障がい者生活プランや障害福祉計画に音声コードを使用しておりますが、今後は障がいのさらなる理解促進の観点からも、様々な通知文や広報等の印刷物での活用に向けて、庁内各部門への周知に努めてまいります。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 私からは、ハザードマップへの対応についてお答えします。

本市のハザードマップについては、洪水や土砂災害、高潮などのハザードを重ね合わせたウェブ版の公表や、令和3年4月からはスマートフォン版の運用を開始するなど、利便性の向上に努めてきたところでございます。しかしながら、視覚障がいのある方などには、地図情報だけでは伝わらないといった課題もございます。そのような中、国においてハザードマップのユニバーサルデザイン化に関する検討が行われ、本年4月にあらゆる人に対し、分かる・伝わるハザードマップの整備について、その方向性が示されたところであります。

本市においても、誰もがハザードマップを理解し、的確な避難行動につながるよう、議員御案内の音声コードなどによる耳で聞くことができるハザードマップを含め、導入に向けた検討を行ってまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 障がいがある方が障がいの種類、程度に応じて手段を選択し、適時的確に意思疎通を図ることのできる情報アクセシビリティの向上は極めて重要であります。私自身、これまで障がい者団体の顧問をしていたことから、視覚障がいのある方を含めて、様々な障がいのある方々との交流を経験してまいりました。そうした経験があるからこそ、障がいの有無に関係なく生活できるやさしいまちづくりがいかに重要であるかということをつくづく感じているところです。

今回議員の御質問にもありますとおり、情報利用のバリアフリー、意思疎通は日常生活を送る上で不可欠なこととございます。特に現在は、障がいのある方が活用でき

る様々な情報機器等が発達し、手軽にそれらのツールを使うことで円滑にコミュニケーションを図れるようになっております。

今後は、市職員全員が障がいのある方との交流を通じて、障がいへの理解を一層深め、多様で便利なツールを積極的に活用し、誰にも分かりやすい市政情報の提供ができるよう、全力で取り組んでまいります。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇〕

○伊藤和仁議員 10万円の定額給付金のときも、視覚障がい者の方から、内容を確認することができないとの意見をいただいております。このとき障がい福祉課では既に音声コードの対応は行われていたにも関わらず、それが他の課に周知されていないとのことで、仮にこのことが周知されていたとすると、対応できていたのではないのでしょうか。既に音声コードは障がい福祉課で有効性が高いとの太鼓判を押していただいているとのことで、ここにいる健康福祉局長以外の局長の皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

また、耳で聞くことができるハザードマップの導入も、全国的にも対応できている自治体はまだ少ないとのことで、何とぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、大西市長のその思いとリーダーシップで、全職員が障がいについて理解を深め、全ての人が生きがいを持ち、幸せに暮らせる共生社会の実現をお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

これからの質問は、私の所属している委員会の所管になりますが、御容赦いただきますようお願いいたします。

また、次の不登校の質問は、先日の筑紫議員の質問もありましたが、角度を変えて質問をさせていただきます。

文部科学省によれば、2022年度の小中学校における不登校者数が過去最多となったことが明らかになりました。2022年度の長期欠席は、小中学校が前年度比4万6,898人増の46万648人、高校が前年度比4,539人増の12万2,771人でした。このうち、病気や経済的理由などを除いて年間30日以上登校していない不登校は、小中学校で29万9,048人で、前年度から5万4,108人、22.1%の増加で、過去最多となりました。在籍児童・生徒に占める不登校割合は3.2%と、前年度2.6%に対して大きくなっています。

しかし、教室で起きている変化は、不登校の問題だけではないようです。小中高校における暴力行為の発生件数は9万5,426件で、前年度から1万8,985件、24.8%増加しています。

本市においても同様で、2022年度で小中学校における不登校児童・生徒数は2,760人で、前年度より608人増加しており、小中学校別の内訳は、小学校1,092人、中学校1,668人で、前年度よりそれぞれ335人、273人増加しており、年々右肩上がりです。

なお、長期欠席者数は3,523人で、前年度より881人増加しています。

そして、暴力行為の発生件数における小中学校の内訳は、小学校240件で、前年度

より132件増加し、その内訳は、対教師暴力91件、生徒間暴力121件、対人暴力1件、器物損壊が27件で、それぞれ前年度より対教師暴力63件、生徒間暴力52件、器物損壊が20件増えています。一方、中学校では143件で、前年度より61件増加し、対教師暴力16件、生徒間暴力108件、対人暴力4件、器物損壊が15件で、特に生徒間暴力が65件増しております。

コロナの影響が大きかったとはいえ、特に小学校の暴力発生件数が2020年度の57件から約4倍増加しています。これらのことから、教室ではコロナをきっかけに大きな変化が起きているようです。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

この状況をどのようにお考えでしょうか。不登校対策事業もしっかりと現状を分析した上で行わなければならないと考えます。さらに、予算と人材も限られていることから、しっかりとした計画が必要です。今後増加している不登校児童・生徒にどのように対応を行っていくのか、その対応方針をお示してください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 不登校対策についてお答えいたします。

本市の不登校の要因は、無気力、不安が最も多く、次いで生活リズムの乱れや遊び、非行が続いております。コロナ禍による生活環境の変化などにより、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなども背景として考えられるところです。暴力行為についても、議員御案内のとおり、令和4年度は再び増加傾向となり、過去最多となっております。児童・生徒に対して詳細な見取りを行うことで把握が増えたこと、また、同じ児童・生徒が繰り返し暴力行為を行ったことなどが暴力行為の認知件数の増加の一因になったと考えております。

本市としては、不登校を含む長期欠席児童・生徒がどこともつながらずに孤立してしまうことが課題だと考えており、これをゼロにすることを目標に取り組んでおります。

具体的には、学校からの定例報告において、学校内外でのつながりを確認するとともに、フレンドリーやユア・フレンド、フレンドリーオンラインなどの不登校支援の充実に取り組んでおります。また、中学校12校へ不登校対策サポーターを配置し、校内における支援の充実を図っております。

文部科学省も、不登校児童・生徒の支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指すとの考え方を示しており、不登校児童・生徒数を減らすということのみならず、長期欠席者の実態を把握し対応を行ってまいります。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇〕

○伊藤和仁議員 本市における不登校の要因は、コロナ禍による生活環境の大きな変化が影響を与えており、暴力行為も詳細な見取りを行うことで把握が増えた一方で、同じ児童・生徒が繰り返し暴力を行ったため、増加したとのことで、このことから、

コロナ禍によって家庭に大きな変化が起きていることを示しているようです。

本市の不登校対応方針は、不登校を含む長期欠席児童・生徒が、どこともつながらないことが課題であり、これをゼロとすることを目標に、不登校児童・生徒の削減のみならず、長期欠席者の実態を把握し、対応を行っていくとのことです。その方針の下、現在学校内外において様々な不登校対策事業を展開されています。

次は、その中の校内での支援の充実を図る不登校対策サポーターについて、この事業は、地味な事業に映りがちですが、不登校対策の非常に重要な取組ですので、ここで不登校対策サポーターについてお聞きしてまいります。

不登校対策サポーター制度とは、2016年度から不登校に課題のある学校に不登校対策サポーターを配置し、不登校児童・生徒の状況や不登校への対策を把握して、未然防止や早期対応への指導、助言を行う事業で、必要に応じて担任等と連携して、不登校児童・生徒や家庭と関わりを持ち、その減少を目指している事業です。モデル事業を経て、現在対象の中学校に1名ずつ、12校に配置されています。

そこで、教育長に2点お尋ねいたします。

1点目、不登校対策サポーター制度の成果をお示してください。この事業のどのような点がよかったのでしょうか。

2点目、不登校対策としては、以前は不登校特例校と呼ばれていた学びの多様化学校を設置する自治体が増えてきていますが、学びの多様化学校も不登校対策に非常に有効と思われますが、予算や人員、優先度をてんびんにかけ、判断していかなければなりません。本市が学びの多様化学校の設置と比較して、不登校サポーター制度を充実しようとする理由をお示してください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 不登校対策サポーター制度についてお答えいたします。

不登校対策サポーターが別室等で不登校児童・生徒に対応することで、登校しても教室に入れない児童・生徒の居場所となるとともに、他の職員の負担軽減にもつながっております。平成30年度から3年間、不登校対策モデル校として、不登校対策サポーター、スクールソーシャルワーカーの重点配置、スクールカウンセラーの時間増を行った2つの中学校では、不登校出現率が抑えられるなどの効果が見られたところです。

不登校対策サポーターを配置し、校内支援体制を充実させることで、不登校児童・生徒が安心感を持って登校でき、学校はより細やかでスピード感のある対応ができると考えており、必要な人員の確保に努めていきたいと考えております。

なお、学びの多様化学校については、カリキュラムに柔軟に取り組むことができるなど、児童・生徒の事情に配慮して学びやすい工夫ができる制度ではありますが、教職員の人員配置や施設の確保、整備など課題も大きいため、引き続き調査、研究を行ってまいります。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇〕

○伊藤和仁議員 不登校対策サポーターは、校内支援体制を充実させることで、より細やかなスピード感ある対応ができることにより、不登校出現率が抑えられ、さらに、他の職員の負担軽減にもつながっているとのことでした。今後も拡充していく必要があると考えます。

一方で、先日神奈川県大和市の学びの多様化学校を見させていただき、その有効性も確認したところでした。大和市では、分教室という形をとっており、設備面では充実しているとはいえませんが、事業内容や教室を見聞きすると、どこにもつながることができていなかった子どもたちが参加できている状況が分かりました。よって、学びの多様化学校が不登校対策に有効であることが分かりましたので、検討していく価値は十分にあると考えます。

ただし、事業が成功するかどうかは、設備よりもそこに携わる教師が何よりも重要であると強く感じました。人づくり、教師づくり、ここにもぜひ力を注いでいただきたいと思いますようよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

京都府総合教育センターでは、文部科学省2019年度学習上の支援機器等教材活用評価研究事業の委託を受け、通常の学級に在籍する読み書きに困難な児童・生徒を対象に、ICT機器等を活用した指導、支援について研究が行われておりましたので、その状況を視察してまいりました。

同センターでは、これまでも2009年度、2010年度に、読み書き障害に視点を当てて、その指導方法について、また、2016年度から読み書きに困難がある児童・生徒に対して、通級指導教室で行ったタブレット端末、パソコン等を使用した指導法や、2018年度には通常学級におけるタブレット端末の活用やテストの際の合理的配慮についての研究を行ってきています。

コロナ禍をきっかけにICT機器が1人1台配布された現在の環境は、インクルーシブ教育を推進していくのに土台が整ったとのことでした。今後の展開に大変期待しております。

そもそも障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が2013年6月に成立し、2016年4月から施行され、合理的配慮の提供について、行政機関等は義務となっています。現在通常の学級でも読み書きが難しい子どもがいて、標準的な学び方の中で適応を求められています。今ある学校が多様な子どもたちを受け入れられないのは、障害者差別解消法の合理的配慮がなされているとはいえません。子どもたちにとって自分の学び方に適していない環境を生き抜くための努力が果たして必要でしょうか。

ICT機器の活用による学びの保障、そのための具体的な環境整備、個々の学校や教師をバックアップする支援は、GIGAスクール時代において全ての学校に必要とされています。ICT機器を利用した同センターの取組は、これまでの地道な活動の積み重ねにより、本市でも非常に参考になるのではないかと考えます。

同センターによると、ICT機器活用について、4つのポイントを紹介しています。

まず1つ目のポイントは、アセスメント、児童・生徒に学習面でつまずきが見られたら、まずは気づきのチェックリストを活用して、児童・生徒の実態を把握し、読み書きの代替手段を試すことです。

次に、通常学級の学級経営では、読み書きの代替手段が特別なものではなく、当たり前のものにするため、全ての児童が使えるようにすること、児童自身がその手段を利用すると、成績がアップしたなど、有効性を実感できるようにすること、テストの目的は、内容の理解度ををはかることなので、代替手段を使っても内容が理解できていると分かれば正当に評価すること、継続して使えるように中学入学前の秋から連携を開始するなどです。

特に、ICT機器の活用には、本人が使うと便利だと実感することが必要です。そのためには、遊びや本人の興味、関心のあるものを調べたりするなど、学習以外の使い方から始め、徐々に学習に移行していくように段階的な運用が重要です。

3つ目は、理解教育と教職員の研修です。読み書きに困難のある児童・生徒が学級でICT機器を使うに当たっては、学級全体への理解教育も重要です。それには、担任と児童・生徒との信頼関係や児童・生徒同士がお互いを認め合うことができる学級経営が土台となります。日々の学級経営の充実を図ることが大切です。

また、学級全体への理解教育に合わせて、教職員全体の理解も深まるような研修や取組、保護者への理解啓発も必要です。

4つ目は、児童・生徒をサポートするのは教師、学校ですが、それらをサポートしていく体制づくりが不可欠です。その学校にも支えが必要です。決して一人ではできません。さらには、専門的な知識が必要です。京都府では、担任、通級指導教室担当官、特別支援教育コーディネーター等からなる校内委員会が設置されており、そして、特別支援学校や同センター、その他の機関が校内委員会をバックアップする体制が取られています。

これらのポイントは、京都府総合教育センターがこれまで長年取り組み、積み重ねてきた経験から得られた成果を基にまとめられています。よって、この4つのポイントは方法ではありますが、成果に裏打ちされた必須の条件ということができるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

京都府総合教育センターの取組ですが、どのようにお考えでしょうか。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 議員御案内のとおり、京都府では、読み書きが困難な児童・生徒の支援や教職員の研修等、先進的に取り組まれており、全ての児童・生徒が学びやすいユニバーサルデザインの事業を学校に広げる上でも大変参考になる取組であると考えております。

本市においては、障がいのある児童・生徒の助けとなるように、10年ほど前から音

声教材の活用に取り組み、タブレットの全校配布後は、各学校の求めに応じて読み書きの苦手さに対応したアプリケーションを使用できるようにするなど、支援の充実に努めております。

また、教職員に対しては、専門家やベテランの教諭等が助言する体制を構築し、授業のサポートを行っております。

しかし、読み書き障害に対する理解や支援といった点で教職員間に差があることから、さらなる理解の推進が必要と考えております。今後は、京都府の事例も参考に、全ての教職員が読み書き障がいのある児童・生徒の学習保障を実施できるよう、研修の充実に努めてまいります。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇〕

○伊藤和仁議員 京都府教育総合センターの取組が全ての児童・生徒が学びやすいユニバーサルデザインの授業を学校に広げる上で大変参考となると言っていただき、ありがとうございました。これで同じ方向を向いて進んでいけると確信いたします。

読み書きが苦手だということもその子の特性であり、そこから勉強ができない、やりたくない、さらに、学校へ行きたくないという思いをさせたくありません。1人1台のタブレットが配備された今が大きなチャンスです。これまでの取組がさらに強化され、新たな視点を付加し、取り組まれていくことを切に願います。

次の質問に移ります。

本市は、今年7月から教員の仕事に関心がある学生を雇い、市立小中学校に派遣する大学生学校教育活動アシスタント事業を実施しています。これは学生に教職の魅力を知ってもらい、深刻化している教員の成り手不足解消につなげることが狙いであり、全国的に珍しい取組です。

先日、公明党熊本市議団で市立桜山中学校を訪問し、意見交換を行いました。また、実際にアシスタントが活動している授業を拝見させていただきました。拝見した1年生の数学の授業で、熊本大学教育学部のアシスタントの方が、教室内を回りながら「問題の解き方が分からなかったら聞いてね」と、生徒に声をかけていました。

このアシスタント事業は、県内の大学、大学院に在籍する学生を対象に、小中学校の授業での学習支援や家庭学習用の課題準備、休み時間のこどもたちの見守りなど、教員の業務をサポートしてもらう事業です。市内全5区それぞれの小学校1校、中学校1校の計10校をモデル校に指定、学生の活動は週1日から2日、1日当たり4時間程度で、来年3月まで試験的に実施し、現在25人がアシスタントとして活動しており、報償費として時給1,600円が支払われております。事業への登録は随時可能です。

アシスタントの方との意見交換では、これまでの活動を振り返り、大学の教育実習は授業がメインになる一方、このアシスタント活動は、より全般的に学校教育の現場を学べるので貴重な体験ができていると話されていました。

同事業については、校長先生からは、派遣される学生は学校教育に対する意識も高く、本当に助かっている、来年度以降も事業を継続するのであれば、派遣人数や活動

日数を増やしてほしいと期待を寄せられていました。特に現在週3日体制になっているので、週2日は空白になっているとのことで、毎日アシスタントの方が入られる体制を望んでおられました。

また、今回意見交換を行った桜山中学は、熊本大学のそばにあるので、学生としても勤務するのに時間のロスや交通費の負担はないとのことでしたが、今後範囲を拡大した場合、大学生が住んでいるところから勤務先が遠い場合は交通費の問題が出てくると考えられ、そのあたりも配慮する必要があるのではないかと感じました。

教員不足の解消が喫緊の課題となっている中、教育の現場で経験を積むことができることは非常に大事になってくると考えます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

大学生学校教育活動アシスタント事業は、学生と学校の双方から評価が高い画期的な取組であり、教員不足の解消への一歩となると考えますが、今後の継続や拡充はいかがでしょうか。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 大学生学校教育活動アシスタント事業については、学校現場の活動を実体験しつつ、謝礼を得られる学生側、日頃からマンパワーの不足に悩む学校側の双方から歓迎されている事業であり、将来の本市教員の成り手を増やすためにも、ぜひ継続したいと考えております。

アシスタントの人数や活動日数の拡充については、現在127人の学生から申込みがありながら、25人しか活動できていない実態も踏まえ、より効果的な手法を検討してまいりたいと考えます。

また、アシスタントには交通費を支払っておりませんが、現状においても、移動に係る負担がかからないよう、活動を希望する学校や区を学生に確認した上で配置しており、今後も学生に負担がかからないよう配慮してまいります。

〔27番 伊藤和仁議員 登壇〕

○伊藤和仁議員 アシスタントに従事した大学生にとって、この事業は教育実習に並ぶ学校現場での体験となっています。教育実習では経験できなかったとの言葉に、実際に教師になってから戸惑い、心配することが少なくなり、心構えも出来るのではないのでしょうか。

さきの質問の京都府総合教育センターの話に戻りますが、読み書きが苦手な児童に対して、学校で使うテストの問題用紙を音声で読み上げられるようにしていましたが、それは大学生のボランティアの方が行っているとのことでした。それに携わった大学生は、特別支援教育等への理解が非常に深まり、とても意識が高くなっているとの効果もお聞きしました。今後さらに大学との連携を深めていくべきです。何とぞよろしくお願いいたします。

今回用意した質問は以上となります。真摯に回答いただいた大西市長をはじめ執行部の皆様、特に教育長には4回登壇いただきました。大変にありがとうございました。

また、平日の午後という大変にお忙しい中、傍聴においでいただいた皆様、そして、インターネット中継で御覧いただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

これからも公明党の大衆とともにとの立党精神の下、市民一人ひとりに寄り添い、頑張っている決意です。本日は大変にありがとうございました。（拍手）

○田中敦朗議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。
次会は、明8日定刻に開きます。

○田中敦朗議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時57分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和5年12月7日

出席議員 46名

1 番	田 中 敦 朗	2 番	大 寫 澄 雄
3 番	村 上 磨	4 番	瀬 尾 誠 一
5 番	菊 地 渚 沙	6 番	山 中 惣一郎
7 番	井 坂 隆 寛	8 番	木 庭 功 二
9 番	村 上 誠 也	10 番	古 川 智 子
11 番	荒 川 慎太郎	12 番	松 本 幸 隆
13 番	中 川 栄一郎	14 番	松 川 善 範
15 番	筑 紫 るみ子	16 番	井 芹 栄 次
17 番	島 津 哲 也	18 番	吉 田 健 一
19 番	齊 藤 博	20 番	田 島 幸 治
21 番	日 隈 忍	22 番	山 本 浩 之
23 番	北 川 哉	24 番	平 江 透
25 番	吉 村 健 治	26 番	山 内 勝 志
27 番	伊 藤 和 仁	28 番	高 瀬 千鶴子
29 番	小佐井 賀瑞宜	30 番	寺 本 義 勝
31 番	高 本 一 臣	32 番	西 岡 誠 也
33 番	田 上 辰 也	34 番	三 森 至 加
35 番	浜 田 大 介	36 番	井 本 正 広
37 番	大 石 浩 文	38 番	田 中 誠 一
39 番	坂 田 誠 二	40 番	落 水 清 弘
41 番	紫 垣 正 仁	43 番	澤 田 昌 作
45 番	藤 山 英 美	46 番	田 尻 善 裕
48 番	上 田 芳 裕	49 番	村 上 博

欠席議員 2名

44 番	満 永 寿 博	47 番	上 野 美恵子
------	---------	------	---------

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	三 島 健 一
文化市民局長	金 山 武 史	健康福祉局長	津 田 善 幸
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	早 野 貴 志
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	大 塚 裕 一
都市建設局長	井 芹 和 哉	消 防 局 長	福 田 和 幸
交通事業管理者	古 庄 修 治	上下水道事業者 管 理 者	田 中 陽 礼
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	岡 村 公 輝
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	河 本 英 典
南 区 長	本 田 正 文	北 区 長	中 川 和 徳

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	上 野 公 一